

茨城の漁業発達史

第3報 大正期から太平洋戦争期までの茨城漁業

杉山 節・二平 章

A History of Fisheries in Ibaraki Districts

3. Fisheries in the Period from the Taisho Period to the Pacific War

Misao SUGIYAMA* and Akira NIHIRA

目 次

第1章 茨城県漁業の制度的背景	3.3.1 大型定置網漁業 (大謀網, 落し網)
第2章 漁船動力化の進行	3.3.2 小型定置網漁業
第3章 主要漁業の進展	3.4 かつお・まぐろ漁業
3.1 いわし揚繰網漁業	3.4.1 かつお一本釣漁業
3.1.1 久慈地区のいわし漁業	3.4.2 まぐろ漁業 (流網漁業と延縄漁業)
3.1.2 那珂湊地区のいわし漁業	3.4.2.1 まぐろ類漁獲量の推移
3.1.3 揚繰網漁業の操業状況	3.4.2.2 まぐろ漁場の拡大
3.1.3.1 漁労体数の推移	3.4.2.3 まぐろ延縄漁法への転換
3.1.3.2 漁船規模と船団構成	3.4.2.4 まぐろ漁業の漁期
3.1.3.3 乗組員数	第4章 漁業経営体の階層分化
3.1.3.4 漁場	4.1 漁業経営体の階層構造
3.1.3.5 漁期	4.2 階層分化の動き
3.2 機船底曳網漁業	4.2.1 小規模経営階層
3.2.1 機械打瀬網漁業 (沖手繰網漁業)	4.2.2 中規模経営階層
3.2.2 機船手繰網 (機船ギス網) 漁業	4.2.3 大規模経営階層
3.2.3 開口板式機船底曳網漁業	謝 辞
3.2.4 機船底曳網漁業の規制	文 献
3.3 定置網漁業	年 表

第1章 茨城県漁業の制度的背景

大正期における茨城県の漁業は全国のすう勢と同様に躍進の時代であった。それは、漁船の動力化と大型化による漁場の拡大、綿網への転換と欧米技術の導入、交通の発達による水産物市場の発展と、漁業の資本主義化の進展であり、特に経済恐慌を契機として地方においても漁業の階層分化が進行した時代であった。しかし、茨城県は明治20年代には漁獲高が全国5位以上であったが、他県の発展に遅れて昭和期には30位程度に転落してい

る。

大正元年から昭和18年までの漁獲量(海面+内水面)¹⁾を表1に示した。大正時代にはおおそ2万トンから3万トンであった漁獲量は昭和になると5万トンを越え昭和11年には20万トンに達している。その後、昭和13~15年には一時7~8万トンに低下するが昭和16・17年にはそれぞれ32万トン・11万トンと増加している。ただし、昭和16年は誤算、17・18年も統計に疑問が残るといわれている。表2には魚種別漁獲量の推移を示した。総計は海面と内水面(霞ヶ浦および北浦)漁獲量の合計であるが、内水面の漁獲量は総漁獲量に対して、大正期は5パーセント程で、昭和期は18年までは1パーセント程度であった。昭和年代の漁獲量増加を支えたのはいわし類、

* 元、那珂湊二高・水戸短期大学、故人(1999年4月28日没)

表1 茨城県における漁獲量動向（海面＋内水面）（属地）

単位：トン

年次	漁獲量	年次	漁獲量	年次	漁獲量	年次	漁獲量
大正元	23,053	9	15,475	3	64,897	11	206,432
2	32,324	10	19,904	4	58,679	12	114,147
3	31,479	11	31,730	5	67,706	13	69,513
4	30,675	12	30,093	6	90,924	14	70,358
5	23,408	13	29,313	7	90,954	15	81,443
6	23,265	14	29,768	8	114,808	16	319,249
7	18,224	昭和元	50,399	9	122,352	17	110,040
8	17,924	2	56,298	10	151,229	18	76,042

出所：「日本漁業と水産茨城の沿革¹⁾」

表2 魚種類別漁獲量の推移（属地）

単位：トン

年	総計	いわし類	さば類	さんま	かつお	まぐろ類
大正元年	23,053	4,417	1	9,508	2,221	458
2年	32,324	9,443	4	12,906	2,005	505
3年	31,479	10,415	3	8,651	2,710	720
4年	30,675	5,267	15	6,708	8,123	627
5年	23,408	5,191	8	3,256	2,878	497
6年	23,265	3,452	5	5,253	2,981	1,593
7年	18,224	4,864	6	2,584	4,121	666
8年	17,924	6,025	1	2,776	2,821	668
9年	15,475	2,457	10	4,074	1,138	696
10年	19,904	3,063	522	3,963	2,408	520
11年	31,730	6,075	266	6,349	2,088	757
12年	30,093	4,977	7	8,388	2,107	680
13年	29,314	8,528	129	9,137	2,027	766
14年	29,767	10,361	74	9,225	1,366	829
昭和元年	50,399	16,531	187	12,322	1,594	1,067
2年	56,298	25,007	291	8,979	1,866	1,521
3年	64,897	39,523	336	6,489	1,459	1,602
4年	58,679	35,979	790	5,893	1,303	1,965
5年	67,706	45,433	915	5,227	974	1,730
6年	90,924	68,869	580	2,880	1,445	2,013
7年	90,954	69,815	148	2,137	524	1,568
8年	114,808	94,053	205	4,115	1,000	637
9年	122,352	102,810	238	3,860	786	803
10年	151,229	131,601	630	3,713	303	949
11年	206,432	182,093	907	8,129	170	1,083
12年	114,147	94,417	4,673	4,883	147	826
13年	69,513	54,401	1,466	3,589	115	482
14年	70,358	57,281	1,604	2,751	135	547
15年	81,443	68,875	677	2,629	164	267
16年	319,249	297,356	1,588	2,593	475	49
17年	110,040	82,001	1,646	4,756	1,938	82
18年	76,042	49,686	3,502	2,511	613	2,151

なかでもマイワシの増加によるところが大きく、いわし類の漁獲量比率は大正期で平均23.7パーセント、昭和元年～5年で平均54.5パーセント、昭和6～17年では平均84.6パーセントにも達していた。

明治43年に制定された明治漁業法は、終戦後の昭和24年12月に現行の漁業法が制定されるまで、一貫して我が国の漁業を支配した。それに基づいて、茨城県は漁業取締規則を制定して漁業調整や漁業取締を行ってきた。すでに明治36年制定以来、明治期に数度の改正を経ており、そのことについては前報⁽²⁾に記した通りである。大正期に入っても大正3年10月、同6年8月、同9年、同11年12月、同12年9月、同15年9月、昭和2年9月、同5年2月、6月、同6年4月、同7年6月と改正があり、そのうち昭和6年4月は下記のような大改正であった。

昭和6年4月 漁業取締規則

1. 専用漁業権又は入漁権による漁業以外の下記の漁業は知事の許可漁業とし、一漁業毎に 願書を提出させた。(第4条・5条)

湖沼・川で行う定置漁業に属さない建網漁業と張網漁業

定置漁業に属さないうなぎ待網漁業

特別漁業に属さない地曳網、船曳網漁業

打瀬網漁業

船曳網漁業

鮭いくり網漁業

鮭刺網漁業(流網漁業を含む)

いわし刺網漁業(流網漁業を含む)

於朶(浦巻)漁業

湖沼川で行う火光を利用して為すヤス漁業

揚繰網漁業

巾著網漁業

願書に記入すべき要件として、①漁業の名称、②漁具・漁法、③漁場、④漁獲物、⑤漁期、⑥許可を受けようとする期間、⑦動力付漁船を使用する場合は、漁船名、トン数、馬力数を指定した(第5条)。

2. 許可期間は原則5年以内とし、更新を認めた(第6条)。

3. 免許又は許可を要さない漁業(注:専用漁業権又は入漁権漁業)については、一漁業毎に、漁業名称、漁獲物の種類を居住地の市町村長に届けさせた(第8条)。

4. 漁業鑑札については、①出漁中常時携帯すること(第10条)、②他人に譲渡及び貸与の禁止(第11条)、③鑑札の再交付を認めること(第14条)、④鑑札の

返納義務(第15条)と従来とほぼ同一であった。

5. 家督相続人に許可漁業の承継を認めた(第12条)。

6. 漁獲物の制限については、13種類の稚魚、稚貝の採捕を禁じたが、その体形については従来の規則とほぼ同じであった(第18条)。

7. 漁期制限は下記の期間を禁漁期とした。あゆ1月1日～5月31日、わかさぎ1月21日～2月20日、しらす3月1日～3月15日、いせえび6月1日～7月31日、あわび10月16日～翌年4月30日、南光貝10月16日～翌年4月30日、搦布10月16日～翌年4月30日、湖沼川の藻類4月1日～6月30日、ひら貝・蛤5月1日～6月30日、姥介(ホッキ貝)5月1日～6月30日(第19条)。

8. 禁漁区の設定(第19条の2～5)

該当水面のほとんどは内水面漁場で、海面漁場では鹿島郡域の蛤と姥介漁場のみであるので条文を省略する。

9. 漁具漁法の規制(第20条)

このうち、海面漁業では下記の漁具漁法による漁業は、下記期間禁止された。

搦布万鎌刈漁業(周年)、しらす曳網(5月21日～9月20日)、水中に電流を通じてなす漁法(周年)

10. 漁具制限(第21条)

海面漁業に於いては、地曳網漁業が5月21日～8月20日の期間、細美網の使用が禁止された。

11. さけ・ます漁の漁具指定(漁具制限)(第30条)

さけます留、建網、無双網(方言器機網、オコシ網)、地曳網、第4条のさけ刺網、投網、ヤス。

12. 漁業者以外の者の採捕する漁具又は漁法の指定(採捕制限)(第31条)。

徒手採捕、投網、手釣・竿釣、叉手網、トウ網。

13. 養殖学術研究等の目的で採捕する場合は知事の許可を受けること(第32条)。

14. 罰則(第33条、34条)

附則(施行月日) 昭和6年5月1日より施行

その後もこの規則は昭和7年6月、同9年6月、同12年5月、同14年9月と改正を重ね、戦時体制に入るが、

国は戦争遂行のために茨城県に關係する事項だけでも次のような施策をしている。

昭和8年3月	漁業法を改正して、漁業組合の自営を認めた。
昭和12年12月	漁業組合等の性格を統制団体的性格に改組する。
昭和13年4月	国家総動員法公布
昭和16年4月	生鮮食料品配給等の統制規則公布
昭和17年	漁業生産奨励規則公布（8月）、機船底曳網臨時許可発表（9月）

第2章 漁船動力化の進行

明治41年から昭和14年までの漁船勢力の推移を表3、表4に示した。西洋型漁船は、明治41年に1隻、同42～44年に各2隻（以上無動力船）、大正元年に1隻、同2～3年に2隻（以上動力付漁船）あった。大正元年から同3年の動力船は、長さ5間以上と表示されているがここでは20トン未満とした。無動力船の規模別隻数は、例えば大正4年は5トン未満が8,394隻、5～20トン未満が684隻、同10年は5トン未満が9,415隻、5～20トン未満が205隻、同14年は5トン未満が7,926隻、5～20トン未満が142隻であった。このことから、茨城県の漁船の動力化は大型無動力船階層から開始されたことが分かる。

表4にある昭和初期の時代の海水漁船と淡水漁船の比率はおよそ4対6と見られ、この年代の動力漁船のほとんどは海水漁船であった。また、大正から昭和初期の動力漁船と無動力船の比率をみると大正期には2から3%台であった動力船比率は昭和14年には約10%にまで増加している。

海水と淡水の総漁船数の推移は、明治35年13,045隻が、大正元年11,575隻、10年9,880隻、昭和元年7,197隻、10年6,528隻、14年5,951隻と漸減し、昭和14年には明治35年の約半分になった。その最大の理由は、動力化の機運に脱落したためだが、詳細については後で述べる。なお、表4には昭和14年までしか表示していないが、以後の漁船勢力は戦時体制下の影響で人手不足・物不足、漁船・漁具の高騰、あるいは大型漁船（50トン以上）の徴用により、質・量ともに低減化の一路をたどることになった。

無動力船は昭和元年98%、同14年98%と圧倒的に5トン未満の小型船が多い。それは、5トン以上が動力船化したことと、それに追従不能のものが廃業したため、残存無動力漁船の船型のほとんどは1トン未満であった。動力船は、無動力船の動力化により増加する反面、大型化が進行して昭和13年には50トン以上が32隻に増えた。大正4年における動力船の割合は、全国平均0.64%に対し、茨城県は2.6%で全国平均よりも遙かに高率であっ

た。しかし、茨城県船の動力化の速度は遅く、昭和12年には動力船の割合は全国平均18.2%に対し、茨城県は10.2%である。このように、昭和初期に動力船化が全国的すう勢より遅れたのは、過半数を占める零細な淡水漁船が多かったためであろう。

「茨城県勸業統計¹⁴⁾」による大正5年末の茨城県の動力漁船数の地域的分布を表5に示した。それによると、同年の動力漁船は270隻であったが、その地域的分布は、県央地区の三浜地方に131隻（対県比48.5%）、県北地区に106隻（39.3%）、県南地区は波崎町だけで33隻（12.2%）であった。漁業種類別では、かつお・まぐろ漁業とさんま漁業の兼業船が66.3%と多く、打瀬網、揚繰網及びその他の漁船が合計33.7%であった。なお、漁船の漁業種類の申告は、船主が登録時に行うもので、必ずしも申告漁業ばかりに漁船を使用するものではない。例えば、かつお・まぐろ漁船と申告しても、さんま漁業や打瀬網漁業を営むのが通常である。したがって、漁船統計は漁業の真相を表示するものではない。また、漁船の規模は、馬力数から推察して5～20トン位がほとんどであった。始めて茨城県に20トン以上のかつお・まぐろ漁船が出現したのは大正7年である。

漁船の動力化にあたっての問題点は、従来の帆船（和船）に動力機関を据付ける場合には、スペースの關係で漁船を改造しなければならず、また新規の漁船を建造する場合にはその建造費であった。いずれの場合も石油発動機（大正5年頃は15馬力が2千円）を要するため、船主にとっては資金調達最大の問題であった。

融資制度には、先の県施策の「勸業基本金貸付規定」とは別に国の施策による融資の途もあった。それは、明治30年3月31日に公布された「遠洋漁業奨励法」に拠るものであったので、しばらく同法の性格と内容について述べてみたい。当時、米・英・ハワイ等の外国の遠洋船が我が国の近海でラッコ、オットセイ、鯨を捕獲しては、その補給のために北海道及び東北の漁港に入港していた。それに刺激されて同法を制定したので、奨励金交付の対象は大型船（汽船100トン以上、和船60トン以上）に限られた。しかし、茨城県にはそれに該当する規模の漁船はなかったため、この法による奨励金の交付は無関係であった。

その後、明治32年、38年、42年、43年と改正が連続し、中・小型漁船まで交付枠が拡大したが、明治38年改正後は国が定める交付基準（①漁船設計の認可を受けること、②遠洋漁船検査規定に合格すること、③新造船でありまたは新造の機関を据付けること）に合格する必要があるため、茨城県は明治40年7月に、遠洋漁業奨励法による奨励金の交付を受けるよう訓令を発したがどの程度受けたかは不明である。

そこで、大正期の船主は自力で資金獲得に奔走した。

表3 漁船動力化期の漁船数（海面＋内水面，明治41年～大正14年，各年年末時，一部再掲）

単位：隻、%

年次	動力付漁船					無動力船	(動十無)
	10トン未満	20トン未満	30トン未満	50トン未満	小計(%)	小計	総計
明治41	-	-	-	-	-	12,742	12,742
42	-	-	-	-	-	12,932	12,932
43	-	-	-	-	-	12,371	12,371
44	-	-	-	-	-	11,685	11,685
大正元	38	-	-	-	38(0.3)	11,537	11,575
2	184	-	-	-	184(1.7)	10,514	10,698
3	202	-	-	-	202(2.0)	9,990	10,192
4	244	-	-	-	244(2.6)	9,078	9,322
5	271	-	-	-	271(3.0)	8,627	8,898
6	272	-	-	-	272(3.0)	8,716	8,988
7	189	-	54	-	243(2.6)	9,239	9,482
8	249	-	9	-	258(2.5)	10,016	10,274
9	267	-	18	-	285(2.8)	9,851	10,136
10	205	-	55	-	260(2.6)	9,620	9,880
11	45	160	65	-	270(2.9)	9,057	9,327
12	49	156	72	3	280(3.0)	8,916	9,196
13	48	152	83	4	287(3.2)	8,732	9,019
14	50	148	84	4	286(3.4)	8,068	8,354

出所：「茨城県史料・近代統計編⁽³⁾」

表4 昭和初期の漁船勢力の構造（海水・淡水船，各年年末時）

単位：隻

年	無動力船			動力船						合計
	5トン未満	5～10	計	5トン未満	5～10	10～20	20～50	50トン以上	計	
昭和1	6,761	122	6,883	50	23	125	116	-	314	7,197
2	6,213	121	6,334	67	26	111	113	2	319	6,653
3	5,859	115	5,974	75	33	118	102	1	329	6,303
4	5,750	128	5,878	82	35	159	110	7	393	6,271
5	5,880	142	6,022	76	48	183	104	7	418	6,440
6	5,882	153	6,035	93	47	192	99	10	441	6,476
7	5,642	153	5,795	96	39	193	90	9	427	6,222
8	5,857	154	6,011	95	56	227	88	8	474	6,485
9	5,924	130	6,054	100	67	221	131	9	528	6,582
10	5,852	127	5,979	97	56	225	143	28	549	6,528
11	5,749	150	5,899	109	80	234	149	31	603	6,502
12	5,553	151	5,704	109	71	274	162	30	646	6,350
13	5,379	153	5,532	84	76	269	88	32	549	6,081
14	5,256	107	5,364	112	76	279	89	32	588	5,951

出所：「茨城県史・近代統計編⁽³⁾」

表5 大正5年未の地域別の発動機船数(海水漁船)

漁 村	船数	漁業別	漁業別船数	馬 力 別 船 数
坂 上	10	かつお まぐろ	10 10	(5)1 (8)3 (12)2 (15)2
河原子	15	かつお まぐろ さんま	15 14 14	(8)7 (10)4 (12)4
会 瀬	5	かつお さんま	5 1	(12)4 (20)1
日 高	3	かつお	3	(5)2 (8)1
豊 浦	9	かつお まぐろ さんま	9 3 1	(10) (12)3 (20)1 (25)1
磯 原	1	あわび	1	(5)1
大 津	23	延縄 かつお 刺網	2 18 3	(35)3 (5)1 (8)2 (10)1 (12)13 (16)3
平 潟	4	かつお さんま 打瀬	3 3 4	(15)2 (20)1 (50)1
久 慈	36	かつお まぐろ さんま	18 17 36	(8)4 (12)11 (15)12 (16)1 (20)8
湊	27	かつお まぐろ さんま その他	14 6 4 3	(12)6 (15)11 (20)6 (8)1 (10)3
平 磯	29	かつお まぐろ さんま	28 29 29	(8)1 (10)1 (12)1 (15)6 (20)17 (25)3
磯 崎	24	かつお まぐろ さんま いわし	23 23 20 1	(8)2 (12)7 (15)10 (16)2 (20)3
磯 浜	51	かつお さんま いわし	50 51 44	(5)1 (8)11 (10)3 (12)23 (15)6 (16)4 (20)2
波 崎	33	さんま いわし 揚繰	16 17 16	(12)19 (15)11 (20)3
合 計	270	(合計隻数が第8表より1隻少ないのは民間船のみの為であろう。)		

出所:「茨城県勸業統計¹⁾」

注:()内は馬力数、なお、平潟に50馬力船1隻あるが、船型は20トン未満。

当時の銀行等は漁業を危険産業と見なして船主に対する融資を渋っていたので、漁業組合を通して農工銀行の低利資金（7%）の抵当借りをしていた。その場合の担保物件は土地家屋であった。しかし融資金が船主1人当最高800円⁵⁴と少なかったため、中には鮮魚問屋からの融資を受けるものもあった。傾向としては特に残存問屋の多い湊町に顕著であった。この場合はもちろん水揚高を以て元利を支払うので、船主の漁業経営は問屋の支配を受けることになり、漁業経営の資本主義化が湊町ではかつお・まぐろ漁業において顕著になった。

表5に大正5年における漁業別・地区別の発動機船数を示した。

三浜地方のかつお・まぐろの動力付漁船数は、大正5年末には湊24隻、磯浜29隻、磯崎23隻、合計126隻に達し、同年代の茨城県の動力付かつお・まぐろ漁船数の60%を占めるようになった。

底曳網漁業における漁船動力化は、大正元年に久慈浜の山縣熊之介がギス曳き操業において創始した。翌大正2年には磯浜町でも動力付ギス網船（動力付かつお漁船の転用）1隻が出現した。また同2年には湊町や平潟町に機械打瀬網漁業（沖手繰網漁業）が複数誕生している。

揚繰漁業では、大正元年に波崎町に動力付曳船が1隻出現し、同2～3年には湊町でも曳船が動力化した。このように揚繰網漁業においては、網船や手船を曳航し、かつ運搬に兼用する曳船から動力化が始まった。磯浜町では大正5年に発動機付のいわし漁船（注：揚繰漁船を含む）が44隻あり、また同年に波崎町に発動機付揚繰船16隻があった。また、同年の湊町には発動機付のその他の漁船3隻があるが、そのなかには揚繰船が含まれていることは確かである（表5）。

前報⁵³において大正初期は茨城県の漁船動力化時代であると書いたが、その最盛期は大正4・5年であった。しかし、この頃の動力付漁船は、機帆船で、船型も和船型（西洋型は茨城県では大正3年まで2隻）で最大規模も20トン級、馬力数も25馬力以下と小型であった。一方、多数の無動力船があり、動力付漁船の比率は、同じ階層の漁船総数に対し、大正4年26%、同5年40%、同6年38%であり、すべての階層の漁船総数（海面＋内水面）に対する比率は、大正4年2.6%、同5年3.0%、同6年3.0%と極めて低かった。なお、茨城県の無動力漁船の総数は、大正4年9,078隻、同5年8,628隻、同6年8,716隻であった。

第3章 主要漁業の進展

次に、この年代の茨城県の基幹漁業を指標として、その発展過程を追跡してみよう。

3.1 いわし揚繰網漁業

明治末期に県内に普及した改良揚繰網の使用により、いわしの漁獲能率は向上し、さらに大正初期の漁船動力化とそれに伴う船型大型化、漁場の拡大、出漁日数の増加、巻揚技術の改良を通していわし漁業の発展の準備体制は整った。ところが大正期はいわし資源の枯渇期であったので漁獲は低迷しており、やがて昭和初期の豊漁に支えられて昭和9～11年に揚繰網全盛時代を迎えるに至った。

巻揚技術の改良は、大正5年における久慈町の三代芳松による動力式揚繰網巻揚機の発明によって省力化がはかられた。三代芳松の巻揚機発想の動機は、三崎の1艘旋網漁船の装備に魅せられたといわれる。なお、「久慈漁史⁵⁶」には、彼が大正8年久慈郡太田町近くの製紙工場の見学の際にヒントを得て機械打瀬網（沖手繰網）の動力式巻繰機も発明したとある。また、三代芳松はこの外に幾多の茨城県漁業界への貢献をなし、昭和11年2月に久慈町漁業組合主催により顕彰碑が同町薬師塔境内に建立された。

いわし類の大正期から戦前期の茨城県の属地漁獲量推移を表6に示した。戦時下の統計には疑問はあるものの、大正期から昭和16年までの30年間における、総漁獲量（内水面漁業を含めた属地量）に対するいわし類の漁獲量（属地）比率は平均で50.2%であった。その傾向は、大正期には低く14.8から34.8%であったが、昭和に入るとより上昇して同6年には75.7%に達し、その後は昭和16年までほぼ80%を越える割合を示した。特に昭和16年には93%を占めている。昭和期に茨城県が「いわし漁業県」といわれた所以であった。

大正期から戦前期における茨城県のいわし漁業基地は、大津、久慈、那珂湊、磯浜、波崎の各漁港であった。そのうち、ここでは久慈と那珂湊の2地区についてふれる。

3.1.1 久慈地区のいわし漁業

昭和10年の久慈漁港には揚繰網が10か統以上あり、いわし類の水揚量は4,395千貫（約16千トン）で、同港の水揚総量の約90%を占め、茨城県のいわし類総水揚量の約12%であった。金額は45万5千円で、同港の総水揚金額の約68%を占めていた。なお、この傾向は昭和期初頭から戦前まで継続していた。

そのため、この時期に、いわし類を原魚とする水産加工業が栄えた。たとえば昭和10年には、加工業者110人、被用者が1,409人あり、塩蔵いわし5万3千貫（5千円）、塩干いわし1万貫（3千円）、煮干いわし3万2千貫（1万1千円）、いわし粕107万6千貫（29万円）、いわし魚油5,953石5斗（17万7千円）、合計48万6千円（総生産額の73%）の生産をあげた。また、昭和14年は塩干い

表6 茨城県のいわし類の漁獲量の推移（大正期～昭和19年）（属地）

単位：トン、%

年次	漁獲量	比率	年次	漁獲量	比率	年次	漁獲量	比率
大正元	4,417	19.2	12	4,977	16.5	9	102,810	84.0
2	9,443	29.2	13	8,528	29.1	10	131,601	87.0
3	10,415	33.0	14	10,361	34.8	11	182,093	88.2
4	5,267	17.2	昭和元	16,531	32.8	12	94,417	82.7
5	5,191	22.2	2	25,007	44.4	13	54,401	78.3
6	3,452	14.8	3	39,523	60.9	14	57,281	81.4
7	4,864	26.7	4	35,979	61.3	15	68,875	84.6
8	6,025	33.6	5	45,433	67.1	16	297,356	93.1
9	2,457	15.9	6	68,869	75.7	17	82,001	74.5
10	3,063	15.4	7	69,815	76.8	18	49,686	65.3
11	6,075	19.1	8	94,053	81.9	19	25,419	68.5

出所：「日本漁業と水産茨城の沿革」

注1：昭和16年は誤算といわれている。

注2：昭和17年以降経済統制が強化されるのに伴い統計があやしくなる。

注3：比率は茨城県の海面と内水面の総漁獲量に対する比。ただし、昭和19年だけは茨城県の海面の総漁獲量に対する比。

表7 田湊町、平磯町、前渡村前浜のいわし水揚量の推移

単位：千貫

	いわし類漁獲高(属地)				総漁獲量 (属地)
	まいわし	せぐろいわし	いわし類計	比率(%)	
明治39年	39	66	105	20.1	522
44年	3	200	203	31.0	654
大正4年	35	56	91	4.9	1,868
9年	4	6	10	1.0	976
14年	277		277	14.5	1,913
昭和5年	1,857		1,857	56.3	3,300
11年	3,483		3,483	66.7	5,220

出所：「茨城県統計書」

わし2万9千貫（3万5千円）、塩漬いわし3万貫（1万4千円）、桜干いわし3千貫（1万円）、いわし粕30万5千貫（29万5千円）、いわし魚油11万3千貫（16万4千円）、煮干いわし31万2千貫（22万4千円）、合計79万2千貫（74万2千円）を生産し、総生産量の96%、総生産額の83%を占めた（以上の数値は千以下四捨五入）。

3.1.2 那珂湊地区のいわし漁業

那珂湊漁港には、磯浜町等の揚繰船の加勢もあって、大正末期からいわし類の水揚が漸増した。つまり、大正末期までに年間せいぜい200千貫であった漁獲高は、昭和5年には1,857千貫、昭和11年には10倍以上の3,483千貫にまで増加している。総漁獲量に占めるいわし類の比率

も大正4年、9年にはそれぞれ4.9%、1.0%であったが、大正14年には14.5%、昭和5年、同11年には56.3%、66.7%にまで増加している（表7）。

それにつれて、いわし加工品も昭和5年までは36千貫であった生産量が昭和11年には1,404千貫と急激な伸びを示している（表8）。加工品は粕および塩蔵品が中心で2種類で全体の89.6%を占めた。これら地域の加工業は、伝統的にいわしの不漁時は、干芋（秋～冬）製造の兼営により、零細ながら周年稼働が維持されていた。しかし収益性が乏しいいわし加工業は昭和40年代にはほとんどが廃業している。

表8 旧湊町、平磯町、前渡村前浜のいわし加工品生産量の推移
単位:千貫

	煮干し	粕	塩干し	塩蔵	魚油	計
明治39年	25	6				31
44年	6	5			4	15
大正4年	12	7			2	21
9年	2	1				3
14年	不明	不明				
昭和5年	3	10	20		3	36
11年	34	578	85	680	26	1,404

出所:「茨城県統計書⁷⁷⁾」

表9 茨城県における揚繰網漁業の着業統数(昭和12年)

地区	漁労体数(対県比)		網船	手船	網船1隻当たりの手船の隻数
	(統)	(%)	(隻)	(隻)	(隻)
平潟町	2	2	4	8	2.0
大津町	14	15	28	54	1.9
豊浦町	1	1	2	2	1.0
久慈町	12	13	24	45	1.9
平磯町	1	1	2	4	2.0
湊町	6	6	12	19	1.6
磯浜町	7	7	14	26	1.9
波崎町	51	54	102	92	0.9
県合計	94	100	188	250	1.3

出所:「茨城県温揚繰網漁業用漁船経済船型二就テ⁸⁸⁾」

3.1.3 揚繰網漁業の操業状況

3.1.3.1 漁労体数の推移

大正期はいわし資源の減少期で、着業統数は50ヶ統台から60ヶ統台であったが、昭和初期のいわし資源の回復に伴って漸増し、昭和8～9年に70ヶ統台、同10～11年は80ヶ統台、同12年には94ヶ統になった。昭和12年における漁労体の地区的分布を表9に示した。統数を地域別に整理すると、県南地域54%、県央地域(三浜地方)15%、県北地域31%となる。また、漁船総数は438隻であった。

3.1.3.2 漁船規模と船団構成

大正初期における揚繰網漁船の標準型としては、網船(2隻ともほぼ同型)は敷長6間半(11.7m)、肩幅8尺(2.4m)、トン数は約18トン、無動力帆船である。手船(運搬船)(2隻ともほぼ同型)は敷長6間(10.8m)、肩幅6尺5寸(約2m)、トン数は約9トン、無動力帆船であり、曳船(1隻)は敷長7間(12.6m)、肩幅9尺(2.7m)、トン数は約20トン、動力付帆船であった。曳船は漁獲物の運搬に用いるとともに網船と手船を曳航した。1ヶ統の漁船数は5隻からなっていた。

昭和前期になると網船は大型化、高馬力化するのであるが、洒向⁸⁹⁾によれば、昭和12年の網船1隻平均トン数は、豊浦地区が最も小さく約18トン(ただし馬力数は最も高く平均70馬力)、波崎地区が最も大きく平均約33トン(平均馬力数62馬力)であり、その他の地区を含めた県平均は28トン(平均馬力数59馬力)であった。手船の地区別平均では、最大が平磯地区で23トン、最小は平潟・大津地区で15トンであり、県平均は18トンであった。なお馬力数の地区別平均はこの調査には載っていない。

「那珂湊漁業協同組合要覧⁹⁰⁾」によれば、昭和18年の那珂湊地区では、網船では最大38トン型(67馬力)が出現し、那珂湊の平均は29トン(61馬力)であり、手船(運搬船)の最大はまぐる流網漁船の古船であったが平磯の55トン型船で、最小は5トン型船であった。手船(運搬船)の馬力数は最高65馬力、最低30馬力、平均59馬力であった。なお、この頃から、「手船」は「運搬船」と呼ぶようになった。なお昭和初年から網船と手船(運搬船)が動力化されたので、曳網は不用になっている。

1ヶ統当たりの船団構成は、網船と手船は同数が原則的であるが、地域的には多少の相違があった。たとえば、

昭和12年の1か統当たりの手船の平均隻数を算出すると、波崎町1.8隻、三浜地方3.5隻、県北地方3.8隻、県平均は2.6隻であった。このような地域差の生じる理由を、酒向⁸⁾はいわしの利用上の違いによると述べている。すなわち波崎町は搾粕用に仕向けるので、さほど鮮度を要しないので、少数の大型運搬船（手船）で輸送する方が効率的であったのに対し、三浜・県北地方では、煮干し・ほう刺し等の食用の加工原料として供給するので、多数の小型運搬船（手船）で足しげく、速かに輸送することにより鮮度を保持する必要があった。

3.1.3.3 乗組員数

大正初期の1か統当たりの乗組員は55～60名であった。網船に各20～23名、手船に各5名、曳船に5名位であった。そして、真網船には総指揮者（船頭、大將、漁労長という）1名、逆網船には副船頭格の者1名、手船には鰯見各1人が乗組む等明治時代と同様な構成であった。

昭和期になると曳船は廃止されたが、大正期の乗組員数と船員構成には大きな変化はなかった。すなわち、昭和12年時に最も小型の網船14トン型で総数51人、最大網船38トン型で網船2隻合計68人、手船は1隻当たり4人というから、1か統当たりの乗組員総数は50～80人で、県平均は60人位であった。なお、昭和12年の茨城県の乗組員総数は5,200人であった。

以上の分析と経済効率の実態を勘案して、昭和13年に、酒向⁸⁾は次のように提言している。

経済効率最高の1か統の装備は、網船（2隻）は各船26トン型（55～60馬力）、漁夫各船30人が最適。手船（運搬船）（3隻）のうち、1隻は26トン型（55～60馬力）、2隻は各10～15トン型（25～30馬力）、漁夫は3隻合計12人が最適。したがって、1か統当たりの網船の合計トン数は52トン、手船の合計トン数は46～56トンが望ましく、漁夫数は総員72人が最適であるとした。

特に、酒向の提言は、漁獲の増量に伴う運搬機能の重要性を指摘したものであった。具体的には、運搬船（手船）の機能は、①26トン型（1隻）は、網船故障時の予備を兼ね、當時は曳船の代わりに運搬専用船（36トン積載可能）とし、②10トン型2隻は運搬（1隻18トン積載可能）の外に、小廻りがきくので魚群探索や網船操作の補助的機能を意図していたと推測される。

3.1.3.4 漁場

茨城県の揚繰網漁業の漁場は、明治期と変わらず白村地先の沖合が原則であったが、大正初期には曳船の動力化により、南は銚子沖、北は四倉沖まで出漁し、距岸限界は約12km、水深は約45m以内で20～30mが最適であった。

昭和10年代の漁場は、酒向⁸⁾によれば「明治・大正期と同じく白村沖合が主体ではあるが、南限は九十九里浜、北限は宮城県沖合まで拡大した」とされる。しかし距岸距離は大正期と同様にせいぜい20kmが限界であった。それは揚繰網漁業の主要対象魚のいわし類の生息海域が沿岸性であったからである。特にかたくちいわしは、まいわしよりも沿岸域に分布する特性をもっている。操業は、季節的には周年地元沖の本位であったが、昭和10年代になると9～12月には宮城県沖合まで出漁し、翌年1～2月には再び地元の沖合に戻る船が増えた。また、茨城県沖合域の水温が2～3月に低い年には、千葉県沖に出漁することもあったという。

しかし、第二次大戦前は水を携行することはなく、かつ一日操業が原則で食料等は1日分しか持たず、漁船の規模からも船員の宿泊施設もなかったため、漁場は白村地先の沖合が中心にならざるを得なかった。したがって、前記のように、他県の沖合にまで漁場が拡張したといっても、当時の動力漁船の速度（大正初期の曳船の速度は時速10km、昭和10年頃の網船・手船は13km）から航続距離には限界があった。具体的には、九十九里浜沖に出漁できるのは波崎漁船であり、宮城県沖に出漁できる漁船は県北の船で、三浜地方の船はせいぜい福島県四倉沖までであった。

また、当時の漁業経費中に宿泊経費が見当たらないことから、最寄りの漁港の船宿に宿泊することはなく、もっぱら母港基地式の操業で、漁獲物はすべて母港または母港近辺の漁港に水揚げした。この点がかつお・まぐろ漁業との大きな相違点であった。すなわち、かつお・まぐろ漁業は昭和10年代には、1航海の日数が8～10日で、南方出漁の場合は三崎漁港に、北方出漁の場合は多く宮城県釜釜港に水揚げし、茨城県沖操業の場合のみ、しかもたまたま那珂湊漁港に水揚げした。那珂湊町の事例によれば、当時のかつお・まぐろ漁船は最大97トン型の船が出現しており、最小は72トン型で、その平均は82トンに達し遠洋漁業化をしていた。それに対し、揚繰網漁業は船型が小型で最大45トン型であった。沖合漁業の揚繰網漁業においては、漁船動力化以後も顕著な漁場の拡大は見られず、たいして明治期と変わらなかったのである。大正から昭和前期における揚繰網の漁場を図1に示した。主要漁場は河川の河口沖に分布している。それは河川が運搬する栄養塩によって河口周辺域は餌となるプランクトンの増殖が盛んなため魚群が集積するからであろう。

3.1.3.5 漁期

これも明治期と同様に、基本的には3職制で、春職（旧正月～旧5月15日）、夏職（旧5月16日～旧9月10日）、秋職（旧9月15日～旧12月末）に区分されていた。元来、いわしの習性上、真潮（暖流）に乗って東日本沖合を北

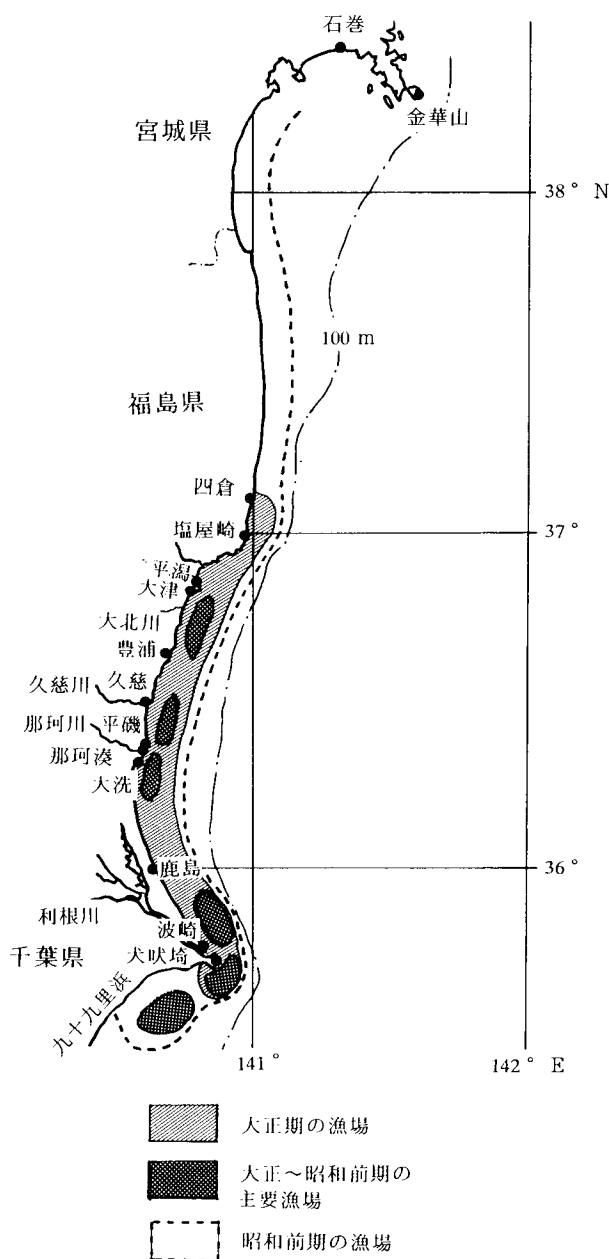


図1 大正～昭和前期（戦前）における茨城県の揚繰網漁場図

上する4月～6月と逆潮に乗って南下する9月～翌年3月が盛漁期になり、最盛期が11～12月である反面、7～8月の夏職期はほとんどが休漁期であった。もっとも、7月中は沖合北上群も残存しているが、漁夫の中にはかつお釣りの兼務者もあるので、その影響も受けた。そのため磯浜町では実質春職、秋職の2職制であった。

3.2 機船底曳網漁業

3.2.1 機械打瀬網漁業（沖手繰網漁業）

茨城県が打瀬網漁船に石油発動機を据付けて機械打瀬網漁業を創始したのは大正2年で、全国的には早かった。

機船化により、沖出し距離が拡大したので沖手繰網漁業と呼称された。その導入過程を見よう。

「茨城県漁業調査書⁵³⁾」の中の「湊町に於ける機械打瀬網漁業沿革」の項には次のようにある。

「明治45年湊町黒沢長七氏佐々島（笹島）彦次郎氏東京ニ出テ発動器買入レヲナス□□年ノ秋ヨリ発動器付漁船ヲ使用シ始メタリ、大正二年春職ノ頃ヨリ此ノ漁船ヲ以テ三河船ノ代用トシ、三河船ノ以前使用セル網（筆者注：打瀬網）ヲ使用セリ。（□は文字不明）而ルニ其成績甚ダ良好ナル故網中ニ入レル魚ノ量モ多クナレリ依テ其後網具ノ内特ニ沈子網ヲ太クシテ摩擦ニ耐ヘウル様ニセルト同時ニ袋部ヲ長クセリ」

ここで、茨城県の打瀬網漁業と関連の深い三河船にふれておく。愛知県で打瀬網漁業を創始した地方は知多湾奥地方で、その年代は江戸時代末期頃であったが、明治初期には発達・普及して湾岸の全地域に及び、湾外にも出漁するようになった。ところが、資源枯渇、他の漁業の妨害を理由に沿岸漁民の反対が強化したため、県は明治20年頃打瀬網漁業を全面禁止にした。しかし、この頃になるともはや資源が枯渇して打瀬網漁業は行詰まりの状態になっていたため、茨城県の沖合に多数出漁するようになった。このような縁故からか、さきの「打瀬網漁業沿革」の別の箇所に「……漁船及改良セラレタル網具（注：打瀬網）ヲ三河ヨリ買□□漁業ヲナセリ、之レ明治四十二年頃ナリ」とあり、これにより、湊町の打瀬網の系譜は愛知県系であることは確かである。そうした背景のもとで湊町の機械打瀬網漁業が新興したことは、当初の引用文から分かる。

このようにして湊町に導入された機械打瀬網漁業は急速に普及して、大正4年には、湊町に230隻、平磯町に240隻になったという⁵⁴⁾。しかし、この数値は誤算で、恐らくは桁違い（0がないのが正しい）であろう。もっとも、機械打瀬網漁船は、その漁業の専用漁船ではなく、かつお・まぐろ漁船やさんま流網漁船、揚繰網曳船の兼用漁船であった。すなわち、これら他の漁業の閑漁期、主として晩秋より翌年田3月中・下旬までが機械打瀬網漁業に転用されていた。この期間は、他の漁業の間隙をぬっての操業なので、他の漁業の妨害にはならなかった。

船型は、最初、黒沢長七が房州女良より買い入れた堅牢なまぐろ船で、機械打瀬網漁業向けに多少改良の上、湊地方に普及した「ヤンノー船」という大型漁船で、これに12～15馬力の石油発動機を据付けて使用した。漁船の規模は、12馬力船は肩幅8尺（2.4m）、15馬力船は肩幅9尺（2.7m）で、速力は時速5哩（9km）～8哩（約15km）（注：海上の1哩は1.852m）で、高速度効率的であった。漁網は方言で「トロケ網」と称され、網目

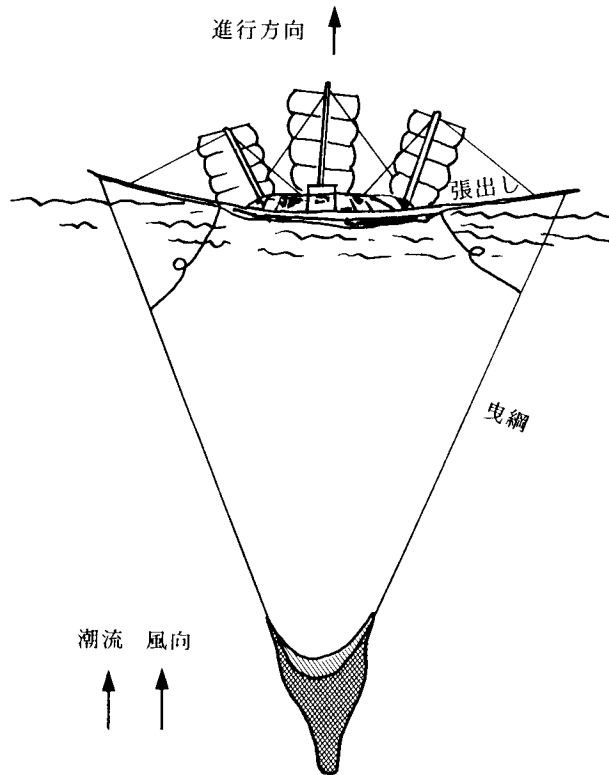


図2 大正初期の機械打瀬網操業図（推定）（大正初期の漁船は機帆船であった）

は袋網が2寸5分目（7.6cm目）、袖網が3寸5分（10.6cm目）で綿網であった。

漁場は水深60㍎（90m）というから距岸距離はほぼ15～20km位で、茨城県沖を中心に南は大吠埼沖合、北は福島県寄りの沖合までであった。漁獲物は、ひらめ・かれいが大部分で、その他にきす・かながしら・ほうぼう・あんこう・みずだこ・いか・だぼ・まだいであり、大正5年頃の1隻当たりの漁獲金額は100～300円程度という。それでも閉漁期の操業としては有利であり、それがこの漁業の発展の要因となった。1隻当たりの乗組員は12人ないし13人で、昼夜兼行が原則であり、連日操業の時もあって、労働密度の厳しい漁業であった。

3.2.2 機船手繰網（機船ギス網）漁業

大正元年に、久慈町の漁業者山縣熊之介等が、発動機船を以てギス網曳きを始めた⁶⁶⁾。これが茨城県の機船底曳網の創始である。また、久慈町の三代芳松が大正8年に沖曳き手繰網漁船の網巻揚機を発明している。

大正2年には、磯浜町の漁業者が動力付かつお漁船を転用してギス網曳きを始めた。この漁法は無動力船使用の打瀬網漁業の3倍の能率をあげたという。この技術は独自の開発といわれるが、おそらくは先進地の島根県あたりからヒントを得たのかとも思われる。この漁業の漁

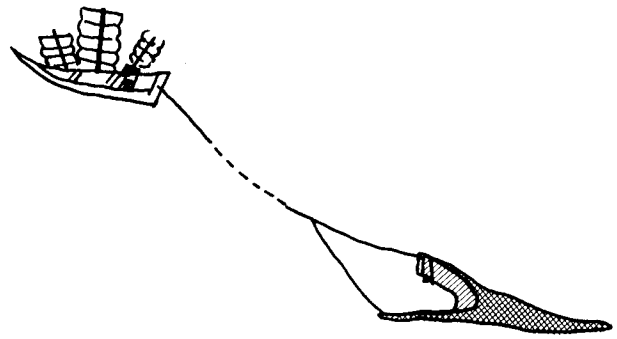


図3 大正初期の機船手繰網漁業の操業図（推定）

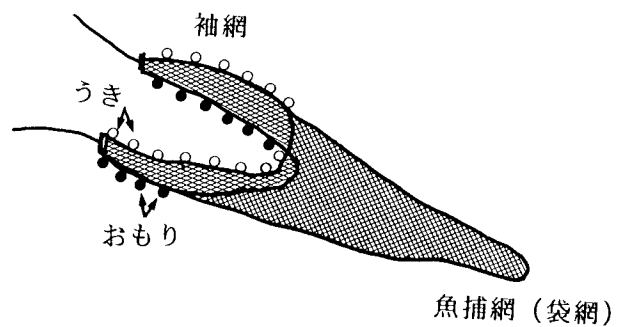


図4 大正初期の機械打瀬網漁業・機船手繰網漁業の漁網図（大正初期は、両漁業とも使用漁網の構造はほぼ同じギス網であった）

船規模は沖手繰網と同じで、かつ、機帆船であるが、発動機使用の効果で、「従来ノ沖手繰ハ横櫓ヲ用イシモ縦引キトナレリ……」（「茨城県漁業調査書⁶⁶⁾」）という。この漁業の漁期、漁獲物、漁場等は沖手繰網漁業と全く同じである。ともあれ、この漁業が間もなく機船底曳網漁業として繁栄するのである。

なお、機械打瀬といっても、動力で航海するのは漁場への往復だけであって、操業中はエンジンを停止させ、あとは帆走により網曳きをする。したがって操業過程は打瀬網漁業と同じであった。

3.2.3 開口板式機船底曳網漁業

大正4年頃、平潟に愛知県蒲郡地方から、機械打瀬網漁業よりもさらに高能率漁法の、開口板式機船底曳網漁業が伝来した。そのため、平潟町周辺では、大正2年に開始された機械打瀬網漁業を駆逐して急速に普及し、開口板を使用する機船底曳網漁業に転換した。この漁法はトロール漁業（明治38年に鳥取県の奥田亀蔵が試験操業）で用いる網口開口板（オッターボード）を曳き網の中間に取りつけて網口を開かせ、それにより多量の魚群を網に囲い込む極めて高能率の漁法であった。その操業図は図5に示した。開口板機船底曳網漁業は乱獲防止と沿岸漁民の反対で、国は明治42年4月汽船トロール漁業取締

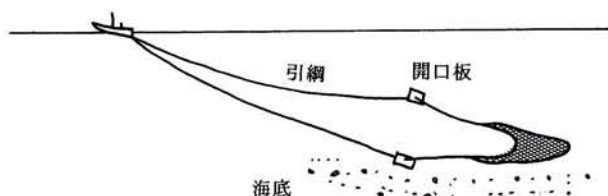


図5 開口板式機船底曳網操業図(見取り図)(一艘曳き)

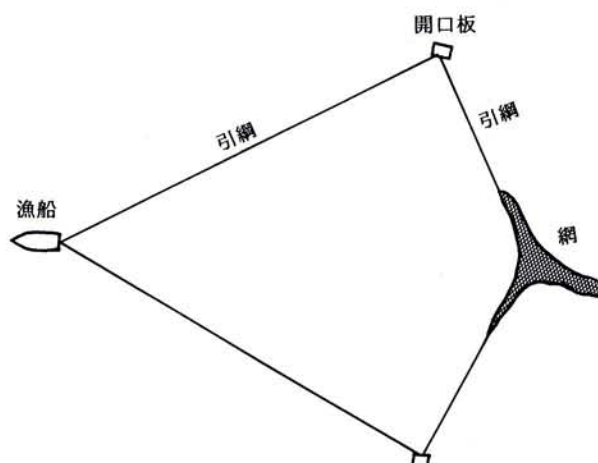


図6 開口板式機船底曳網操業図(平面図)(一艘曳き)



図7 昭和45年当時の開口板式機船底曳網(板びき網)漁船(大戦前はこれ程大規模ではなかった)

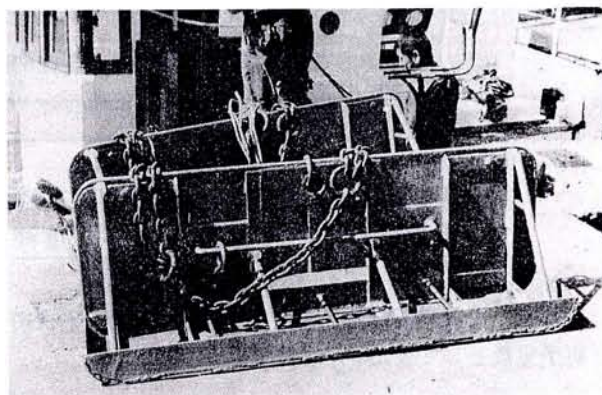


図8 昭和45年当時の機船底曳網(板びき網)漁船が使用した開口板

規則を公布して沿岸での操業を禁止し、さらに大正元年8月同規則改正で、 130°E 以東の海域は全面禁止にした。したがって、平潟あたりでは、当初から内密に違反操業を営むことになった。その数は、大正5年頃は平潟に数隻以上あったという。

開口板式機船底曳網漁業は、昭和15年頃に、福島県～千葉県に限り、知事許可で操業できるようになった。茨城県では、これを「板びき漁業」と呼んでいる。平潟町の開口板式機船底曳網漁業は、同町の漁民が、銚子沖で操業していた三河船の装備をまねて実用化したとの説もある。

3.2.4 機船底曳網漁業の規制

このように機械打瀬網漁業、機船ギス網漁業、開口板式機船底曳網漁業が県内各地に栄え、大正9年頃黄金時代を迎えるのであるが、茨城県は108隻に達した大正9年4月に、機船底曳網漁業許可方針を決定して、県外船を含めて180隻に制限した。

大正10年9月、国は資源保護の観点から、機船底曳網漁業の抑制に転じ、同漁業の取締規則を公布し、50トン未満船(1艘曳き、知事許可)の操業海域を 130°E 以東とした。これが、茨城県の「以東底曳網漁業」の語源である。これを承けて、茨城県は同年12月機船底曳網漁業取締規則(県令第62号)を布達した。その内容は次のとおりである。

- 一 禁止区域中次の区域内で、大正12年10月31日まで操業してよい。

塩屋崎正東5海里の点より大洗岬正東8海里の点を経る犬吠埼灯台の線上、犬吠埼灯台を距る12海里の点に至る線外禁止区域に至る本県沖合

- 二 許可漁業の種類とその隻数

機船手繰網漁業、機械打瀬網漁業(合計220隻)

- 三 漁期

10月1日より翌年6月15日まで

注：機船手繰網漁業とは、機船ギス網漁業のこと。

表10 茨城県の機船底曳網漁船の許可すべき予定（大正10年）

所属漁港	本県沖において大正10年 11月1日までの営業船	将来操業しようとする 漁船	合 計
平 潟	7 隻	4 隻	11 隻
大 津	11	5	16
豊 浦	4	1	5
会 瀬	4	1	5
河原子	2	1	3
久 慈	33	3	36
坂 上	4	1	5
磯 崎	-	5	5
平 磯	7	5	12
那珂湊	15	3	18
磯 浜	31	3	34
波 崎	42	3	45
計	160	他県船25を加えて60	他県船25を加えて220

表11 茨城・千葉の入会操業に関する茨城県の提案（大正10年）

	操業地	根拠地	制限隻数
(A) 茨城県船	茨城県沖合	銚子港	50隻以内
(B) 茨城県船	茨城県沖合～大東崎沖合	波崎港	80隻以内
(C) 千葉県船	大洗岬沖合～千葉沖合	銚子港	100隻以内

なお、大正10年11月1日現在の県内分布及び将来許可予定数として表10が示されていた。

茨城県沖には、千葉・福島の隣県の機船底曳網漁船が出漁していたし、茨城県の同漁船も両県沖に入会って操業していた。そこで、これらの3県が同種漁業の調整をはかるため、大正10年11月に協議したことがある。協議の内容は、3県の入会操業の機船底曳網漁船数及びその漁場範囲の協定であった。この時、茨城県からは千葉県に対して表11の内容が提案された。

これに対する千葉県の回答は(A)については20隻以内、(B)については60隻以内、(C)については60隻以内とする内容であった。しかし、結局、この取り決めは、締結されないままに終わっている。

福島県との協定は、①従前より出漁していた漁船は相互に許可すること、②漁場範囲は福島県船は波崎沖まで、茨城県船は原釜沖までとするとの内容であった。

昭和12年8月、国は本格的な機船底曳網漁業の縮小をはかり、この漁業の整理転換奨励規則を公布した。茨城県はこれを受けて同年12月に、「機船底曳網漁業整理転換補助規定」を制定し、知事認定の他種の業種（釣り、その他の網漁業）への転換に際して、起業資金の10分の3以内と事業費の10分の2以内を補助することにより、機船底曳網漁船の減船を促進した。しかし、この年に勃発

した日中戦争と以後の戦時下の食糧増産の必要から、国や県はこの減船施策を廃止するばかりか、国は昭和17年に機船底曳網漁業臨時許可要項を布達し、続いて19年に以東底曳網漁業の許可権を知事に戻して国の統制を緩めた。なお、以東底曳網漁業の許可権が知事から農林大臣に移管したのは昭和8年である。

このような戦時下におけるこの漁業の取締りの緩和施策によって、無許可の操業船が増え違反操業の結果著しく漁場を荒廃させ、乱獲がたたって漁業資源の枯渇化をきたすことになった。そのため国は昭和28年9月に「中型機船底曳網漁業整理転換要綱」を策定して、本格的に減船に取り組んだ。すでに昭和27年に以東底曳網漁業のうち15トン以上を中型機船底曳網漁業としていた。このときの茨城県の転換船は、昭和28年に6隻（さんま・まぐろ漁業に転換）、同29年8隻（うち6隻は、かつお・まぐろ・さんま漁業に転換）（以上要項分）、要項とは別枠に、北洋さけ・ます漁業に転換したものが、同29年5隻、同30年3隻程あったかと思われる。

以上に見てきた底曳網漁法の展開の過程を整理すると図9のようになる。なお、漁法転換期には新旧両漁法が併用されていた。また開口板式（板びき）の底曳漁法は、大正初期から平潟・大津あたりで非合法的に行われていた。それが、知事許可となったのは昭和15年頃、正式に許可されたのは昭和38年ともいわれる。いずれにしても

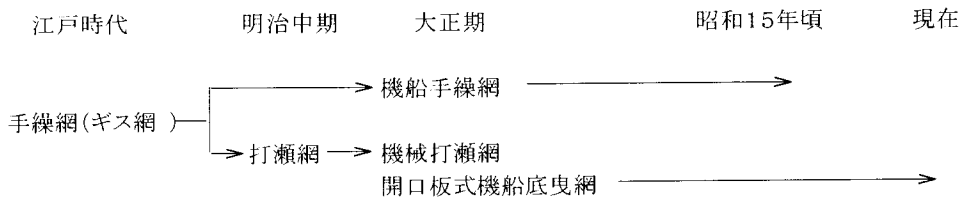


図9 底曳網漁法の展開過程

大正初期から行われていたことは確かである。

3.3 定置網漁業

茨城県の定置網漁業の歴史は新しく、大正13年秋に新潟県出身の阿部彦次郎が磯原沖に大謀網の一種で、現在その名残りが北海道や東北地方にある角網を創始したという¹¹⁾。昭和2年4月には、磯浜の上野沃が角網を以て定置網漁業を始めている¹²⁾。また、「新修日立市史・下巻¹³⁾」は、県北地方の定置網漁業の発展を詳細に述べている。その要点は、昭和2年に東京築地の「伏宗」が会瀬に定置網を開拓したこと、同6年に高戸沖へつぼ網を設置したこと、同年に豊浦沖や河原子沖で大謀網が始まったこと¹⁴⁾。同11年に会瀬沖へ大謀網が敷設されたこと¹⁵⁾、同年頃、久慈沖に大謀網があったこと(当時の「いはらき新聞」)などである。このようにして、昭和初期に久慈、河原子、会瀬、豊浦、高戸、磯原、大津、平潟に大・小型の定置網漁業が起こった。しかし、日立方面の定置網漁業は戦時中の軍人応召や鉱工業への転職による漁夫不足と魚価統制による水揚額の停滞、漁網等の資材不足が重なって経営が困難になり、豊浦、会瀬以外は廃業に追い込まれた。その結果、終戦後の昭和26年3月

には、小型のものを含めて平潟が4経営体、豊浦が2経営体、会瀬が2経営体、磯崎が1経営体、県合計で9経営体が残った。そして、翌昭和27年の水揚量は日立港(会瀬漁港)177,652貫(約666トン)、磯崎漁港105,501貫(約396トン)、平潟漁港51,595貫(約194トン)、県合計335,112貫(約1,256トン)で、この年の茨城県海面総漁獲量の3%程度になった。

昭和28年には、大洋漁業が平潟沖に大型定置網漁業を開始したが潮流の関係からか業績不振で、同31年に廃業している¹⁶⁾。昭和30年代に磯崎が廃業し、大津も同年代に一時復活したが昭和41年から消え、豊浦も廃業して、昭和41年以後は表12のように、会瀬の大型定置網と平潟の小型定置網のみとなった。

3.3.1 大型定置網漁業(大謀網、落し網)

会瀬の大型定置網の張網位置を図10に示した。漁場は、水深10~48mで距岸8km以内の天然礁の間隙の魚群の回遊路である。法規上は、大型定置網は身網の設置点が水深27m以深と規定されている。岡網は西方(沿岸寄り)に、沖網は東方(沖寄り)に張る。身網の設置点は岡網は水深35m位、沖網は水深48m位であったが、現在はそ

表12 定置網漁業の推移(昭和40~平成7年)

年次	平潟			大津			会瀬			県計		
	経営体数	漁労体数	漁獲量	経営体数	漁労体数	漁獲量	経営体数	漁労体数	漁獲量	経営体数	漁労体数	漁獲量
昭和40年	3(小)	6	517	1(小)	1	28	1(大)	3	457	5	10	1,002
45	3(小)	3	1,273	—	—	—	1(大)	3	865	4	6	2,138
50	3(小)	3	1,339	—	—	—	1(大)	3	1,254	4	6	2,593
55	2(小)	2	1,733	—	—	—	1(大)	3	987	3	5	2,720
60	3(小)	3	2,654	—	—	—	1(大)	3	271	3	6	2,925
平成2	2(小)	3	1,492	—	—	—	1(大)		91	3		1,583
3	2(小)		831	—	—	—	1(大)		173	3		1,004
4	2(小)		670	—	—	—	—	—	—	2		670
5	2(小)	2	1,394	—	—	—	1(大)	1	397	3	3	1,792
6	2(小)	2	1,074	—	—	—	1(大)	1	262	3	3	1,336
7	2(小)	2	622	—	—	—	1(大)	1	277	3	3	898

出所：「日本漁業と水産茨城の沿革¹⁷⁾」

注：(大)は大型定置網漁業、(小)は小型定置網漁業。

れぞれやや修正されている。

会瀬の定置網は魚礁間の魚群の回遊路を遮断する位置に敷設して回遊魚を捕獲する漁法なので、その漁期は魚群の回遊期間だけになる。すなわち、春職（春網）は魚群が北上する5月～8月、秋職（秋網）は魚群が南下する10月～翌年2月になる。主要対象魚は、かつてはまぐろ類（特にくろまぐろ）とぶり、さば類であって、最盛期の昭和18年には、1日にさば4万貫、大型まぐろは半月に数千本という驚異的漁獲をあげ日本記録を立てたという¹⁴⁾。

昭和11年11月に新潟県出身の阿部彦次郎が大型の大謀網を開設したのであるが、その技術の系譜はおそらく宮古系だと思われる。それは当時の宮古市では網具の改良が進んで大謀網漁業が繁栄していたからである。なお、大謀網の起源は牡鹿半島で、江戸時代初期に発現し、後期には栄えて、宮古あたりまで普及したといわれる。このような伝統的関係からか、現在でも会瀬の大型定置網（落網）の漁夫は総人員30数名中岩手県（宮古市中心）の出稼者が20人位あるという。

図11には昭和初期における会瀬の大謀網（春網）を「日立市史¹⁵⁾」を参考に示した。この網の溜り網（ふくろ網）だけでは底網がついていて、そこへ入った魚を網もろとも引揚げる構造になっている。図中の①、②、③は魚の進入順で、秋網の場合は魚が南下するので入りを変える。現在の網では溜り網部分は落網構造に変化している。

会瀬の大型定置漁業の経営過程は、昭和10年代は前記のように最盛期で繁栄したが、昭和20年代になると経営不振に陥り、昭和30年に組合組織の共同経営に、同38年に会瀬定置漁業株式会社の経営に再度変換して平成3年まで維持された。同年に1か統が172トン（6千万円）

をとった。しかし、同4年には休（廃）業し、同5年から会瀬漁業協同組合が直営することになった。それは漁獲高が減少したからで、その要因としては以下のようなことが考えられる。

- ① 沖獲り漁業が盛んになったため、沿岸回遊の魚群が減少したこと。それは、この漁業が魚の沿岸回遊待ちの消極的漁法であったことに起因する。
- ② 昭和49年以降における茨城県沿岸域への親潮系冷水の顕著な南下傾向にともなって来遊魚種が変化したこと⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾。
- ③ 昭和40年代以降の高度経済成長に伴う日立市一帯の都市開発による海水汚染から、大中型魚類の餌であるいわし類が来遊しなくなったこと。
- ④ 日立港の防波堤の影響で潮流の流路が変わったこと。

会瀬漁港の大型定置漁業の水揚量は、昭和30年代が平均900トン台、同40年代が平均800トン台であったが、同50年代は平均600トン台、同60年代が平均200トン台、平成元～3年が平均150トン台と漸減した。平成5年以後は網具の改良により同5年～7年の平均が245トンと上向いている。漁獲金額は高価なまぐろ類やぶりが減って、安価な魚類が多くなった関係で昭和60年代以後は平成7年までの平均が1億2千万円であった。ただし、平成5年～7年の平均額は漁獲量が増えたので1億5千万円になっている。

平成5年には会瀬漁協が定置網を直営で再開するに当たり、装備を次のように改良している。①網具の構造は昭和20年代までは、大謀網が昭和30年代から平成3年までは、落し網が使われていたが、これは1重落し式であったので、平成5年以後は箱網の後部にもう一つの袋網を付ける2重落し網に改良した。落し網に改良されてからは、

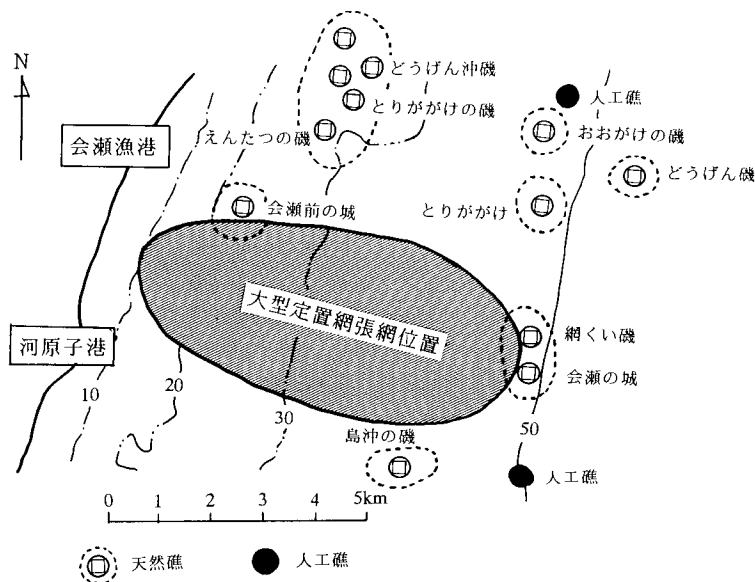


図10 会瀬の大型定置網の張網位置

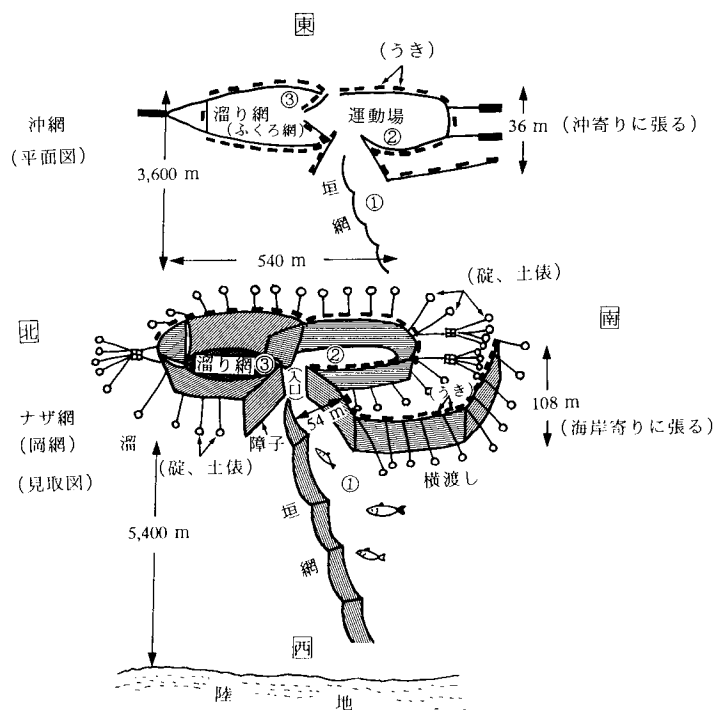


図11 会瀬の大謀網 (昭和初期の春網)

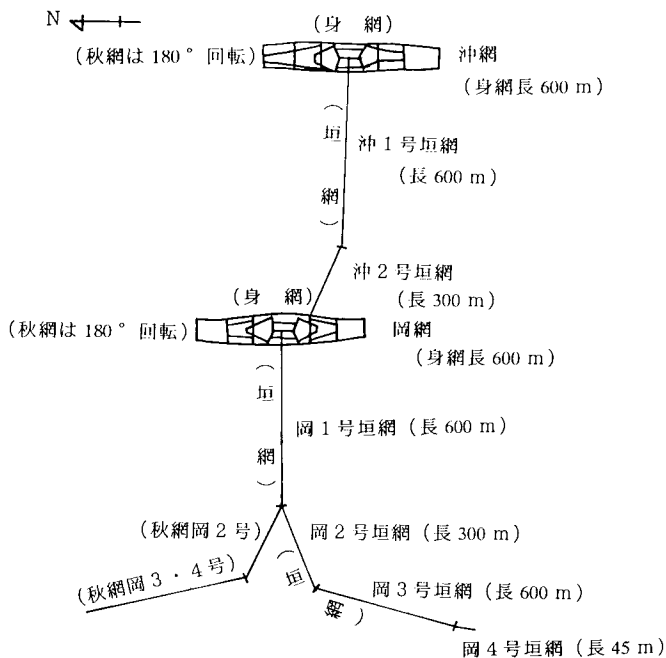


図12 会瀬定置網の張網図 (春網)

魚類の逃散が防がれ、かつ、箱網だけ揚げればよいので省力化された。②身網の長さを600mと大型化(約倍増)した。③沖網、岡網の位置を身網の大型化により磯がかりを避けるために多少変更し、かつ、垣網の形状を直線状に変更した。④船団組成は19トン型1隻(新造船)、11トン型1隻、9トン型1隻、2トン型2隻と縮小した。

なお法規上は、大型定置網は定置漁業権漁業、小型定置網は第2種共同漁業権漁業または知事許可漁業に区別されている。

図12には会瀬定置網の張網図を示した。魚は春は南から北へ、秋は北から南へ回遊するため秋網は図のように、身網と垣網(2, 3, 4号)を春網と逆方向に張り替える。

3.3.2 小型定置網漁業

小型定置網漁業の沿革については不明だが、先の昭和6年に高戸（高萩市）沖でつぼ網（枅網）漁業を始めたことを見ると、この頃が県内における創始期かと考えられる。

平潟の小型定置網について、「茨城県の漁具漁法・海面漁業編」¹⁰⁸⁾には、「昭和20年代までは身網を4つ備えた定置網だという。その後、二段函（箱）網や眼鏡網等に変更が加えられながらも、少なくとも昭和49年までは平潟沖の漁場では身網を4つ使用していた。その後、漁獲量の減少等により、順次身網を減らしてゆき、昭和63年に改良が加えられた片落し網では、平成6年まで沖網と灘網の身網2つになった。さらに、平成7年には灘網を廃して沖網の身網1つにした。」とある。

小型定置網漁業は現行の漁業法では第二種共同漁業権漁業で、身網の設置点が最高潮時に水深27m未満と規定されている（平潟では水深23mという）。茨城県では、海面漁業調整規則で漁業権によらない場合は知事許可漁業に指定され、その許可件数は次のように経過した。昭和27～28年2件、同29年1件、同30年4件、同31年3件、同32年1件、同33～36年10件、同37～38年5件、同39～41年4件、同42～44年3件、同45年以後は表12を参照されたい。ともあれ、このように昭和33～36年をピークにして、昭和41年以後は小型定置網は平潟の1～3経営体を残すのみになったのであるが、それは装備に比して漁獲高が少ないからであった。

小型定置網は、昭和初期には平潟、大津、豊浦、久慈、磯崎、磯浜にあったが、昭和26年3月までに豊浦、久慈、磯浜が消え、昭和30年代に磯崎が、同41年に大津が消え、同年からは前記のように平潟だけになっている。

漁船は平潟の場合、1か統当たり、平成7年は2隻（10トン級）で、総員6～8人が毎日1回早朝に網起し（箱網を揚げる）をする。漁期は春職（5～8月）、秋職（9～翌年1月）の2職制で、冬季は海が荒れるので休漁期となる。網具の構造は身網は2重落し式で、その全長は

約350m、垣網は約500mという。また、網の向きは会瀬の大型定置網と違って通年変えないという¹⁰⁹⁾。

漁獲物は、まいわし、かたくちいわし、いなだ等で、かつてのような、ひらめ、かれい類、たこ等の高級物がとれなくなったという（平潟漁協談）。そのため、昭和60年～平成7年の1か統当たり生産額は5千万円台と推定され低迷を続けてきている。なお、漁獲量推移については、表12に示した。本県の小型定置網漁業は、平成年代に入ってもしばらく平潟漁協が直営する1か統および平潟の漁業組合員が勿来に設置して経営していた1か統があったが、平成11年の夏までで廃業している。

3.4 かつお・まぐろ漁業

大正以後の漁船動力化を契機に、かつお・まぐろ漁業は革命的な発展をとげた。動力化の先頭をきったのも、かつお・まぐろ漁業であった。

3.4.1 かつお一本釣漁業

表13に全国遠洋かつお釣漁船の推移を示した。表に明らかのように、昭和初期には無動力漁船によるかつお釣漁業は消滅し、動力船は大正4年平均トン数11.8トン、昭和元年21.3トン、昭和14年42.2トンと年毎に大型化した。これは当然に遠洋化を意味する。それに付随して、造船技術が進歩し、装備面では冷蔵装置（当時は氷を使用）と活鮮いわしの管理のための換水装置及び昭和期以後は無線装置も完備するようになり、漁場の遠洋化が可能になった。漁場の遠洋化は昭和初年から南方漁場（フィリピン東方沖、ボルネオ・カリマンタン周辺、マリアナ諸島、マーシャル諸島、カロリン諸島）への進出が、大企業を先導として開始され、まぐろ延縄漁業と共に、かつお一本釣漁業が営まれるようになった。ただし、茨城県のかつお釣漁船の南方漁場への進出は戦後になってからであった。南方かつお釣漁業については、「日本漁業通史」¹¹⁰⁾によると、日本までの遠距離輸送が困難であるため、現地で水揚げされ、現地人により節加工されて日

表13 全国遠洋かつお釣漁船の推移

(単位:隻,トン)

年次	無動力船		動力船		
	隻数	トン数	隻数	トン数	平均トン数
大正 4年	346	2,011	702	8,267	11.8
10年	3	50	1,599	33,893	21.2
昭和 元年	5	35	1,355	28,822	21.3
5年	—	—	1,042	28,224	27.1
10年	—	—	910	36,544	40.2
14年	—	—	851	35,927	42.2

出所：農林統計

本に「南洋節」の名称で輸出された。そのため国内生産のかつお節価格に影響を与えたという。このようにして、全国的なかつおの漁獲量は、大正後期6万トン台、昭和初期7～8万トン、戦前頃10万トン台に成長した。

次に茨城県のかつお・まぐろ漁業のすう勢を見よう。無動力の漁船時代は漁港を渡り歩きながらの航海であったが、動力付きの大型漁船は宿泊が可能になったため、漁場への直航も可能になり、船足も昭和初期には時速20kmと高速化されたので、往復の航海時間が著しく短縮され、相対的に操業時間が増えた。昭和10年代の1航海日数は、8日ないし10日位が普通になった。同年代のかつお漁船1隻当たりの乗組員数は、70トン船型前後が35人位、80トン船型で40人が普通だが、中には38トン船型で35人、58トン船型で48人という那珂湊町の事例もある。漁夫の年齢構成は、一本釣技術の習得上高年齢者が多く平均50歳台が20%を占めていた。なお1人前になるには10年以上を要すると言われていた。昭和期に入ると寄港漁港は母港を離れ、南方出漁の時は三崎漁港に、北方出漁の時は塩釜漁港になり、そこで漁餌及びその他の物資を仕込み、また水揚げをしたから、母港へ回航する機会は少なくなった。このことが、茨城県の属地水揚量の減少の理由となった。

表14には茨城県の属地水揚量の推移を示した。この表の値は、かつお一本釣漁業（沿岸、近海、遠洋）の外に揚網漁及びその他の漁業の漁獲量の集計である。また、他港漁船の水揚量を含み、かつ県内漁船の県外漁港への水揚量は含まれていない。

大正期に入ると、漁船の動力化及び大型化により、新たなかつお漁場が開発されて大正9年、14年を除く各年とも属地漁獲量が2千トンを越えた。昭和元年から8年までは各年ともほぼ1千トン台またはそれ以下に低減し

た。その理由は経済不況の反映で魚価が低落し、出漁を休止する経営体があったためである。昭和9年からさらに激減するのは県外水揚の増加と、海況の変化によるかつおの不漁のためであり、戦時中は勿論戦争による障害の影響であり、昭和18年以後は、大型かつお漁船の徴用、漁夫の徴兵、石油等の欠乏のため漁獲量が激減した。なお戦時中は経済統制により統計が疑問視されていることに注意が必要である。以上は、傾向としてやや長期的に見た推移であるが、1年間単位の短期的な漁獲量の変動の原因は、本県沖のかつおの豊凶によるのであって、海況により茨城県沖のかつお魚群が集結し、しかも長期間滞留する場合は本県の水揚量は増え、その反対の年は減少する。なお、かつお資源は広域的に見ると豊富で安定的であるといわれている。なお、図13には大正元年から昭和17年までのかつお・まぐろ類の漁獲量を示した。

茨城県で、かつお・まぐろ漁業の遠洋化の先進地是那珂湊地方であったから、同地方の大正期以降の漁船の大型化の動向を見よう。那珂湊地方では第二次大戦の戦時中までは、かつお・まぐろ・さんま漁業においては同一漁船が兼用されていた。三職兼用は動力化以後である。

漁船の大型化の推移をたどると大正6年には上限20トン、同7年上限30トン、同12年～14年上限40トン、昭和2年上限50トン、同4年～5年上限60トン、同6年～9年上限80トン（平均57トン）となり同11年～15年には上限90トン（15年平均79トン）に達している。それに伴って、漁場範囲が着実に拡大していった。

かつお・まぐろ漁場は、図14、15に見る通り、大正中期には距岸200km、南は33°N、北は40°10'N（八丈島東方沖～岩手県久慈沖）であったが、昭和10年頃には距岸1,000km、北は41°N付近、南は30°N辺りまで拡大した。まぐろ漁場の外縁は距岸1,000kmであるが、かつおはやや

表14 茨城県かつお漁獲量の推移（属地）（大正元～昭和19年）

単位:トン					
年次	漁獲量	年次	漁獲量	年次	漁獲量
大正元	2,221	大正12	2,107	昭和9	786
2	2,005	13	2,027	10	303
3	2,710	14	1,366	11	170
4	8,125	昭和元	1,594	12	147
5	2,878	2	1,866	13	115
6	2,981	3	1,459	14	135
7	4,121	4	1,303	15	164
8	2,821	5	974	16	475
9	1,138	6	1,445	17	1,938
10	2,408	7	524	18	613
11	2,088	8	1,000	19	13

出所：「日本漁業と水産茨城の沿革¹⁾」

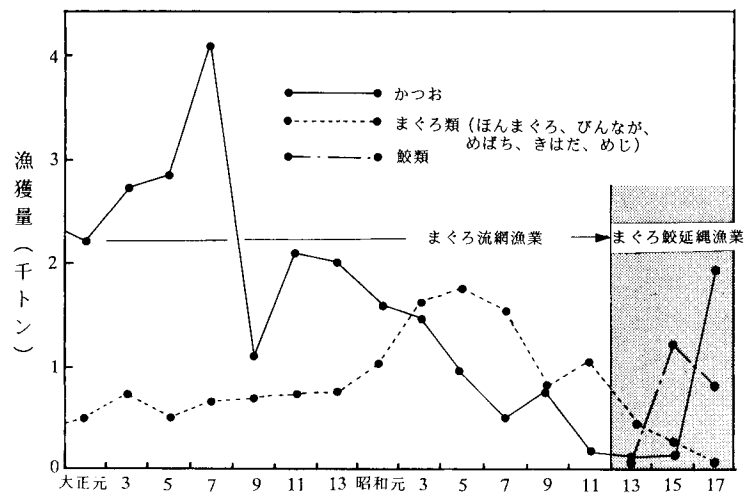


図13 茨城県かつお・まぐろ類漁獲量(属地)(大正元~昭和17年)

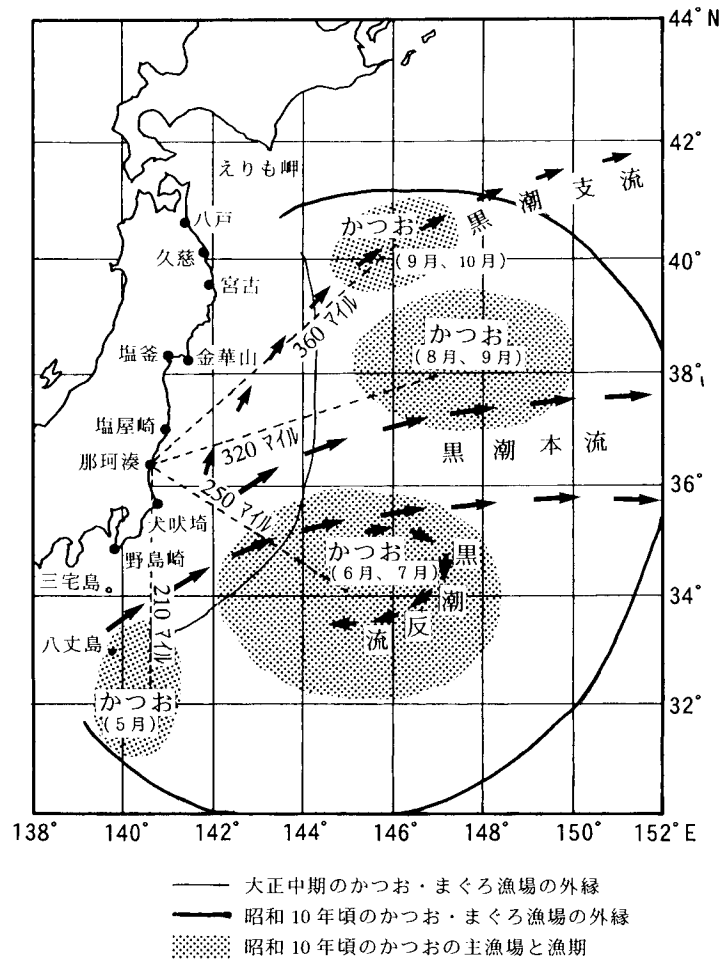


図14 昭和初期のかつお・まぐろ漁場図

近く750km辺りまでであった。なお、それが戦前の限度で、戦時中は空襲のため出漁不能になった。

3.4.2 まぐろ漁業(流網漁業と延縄漁業)

3.4.2.1 まぐろ類漁獲量の推移

表15に茨城県におけるまぐろ類漁獲量の推移を示し

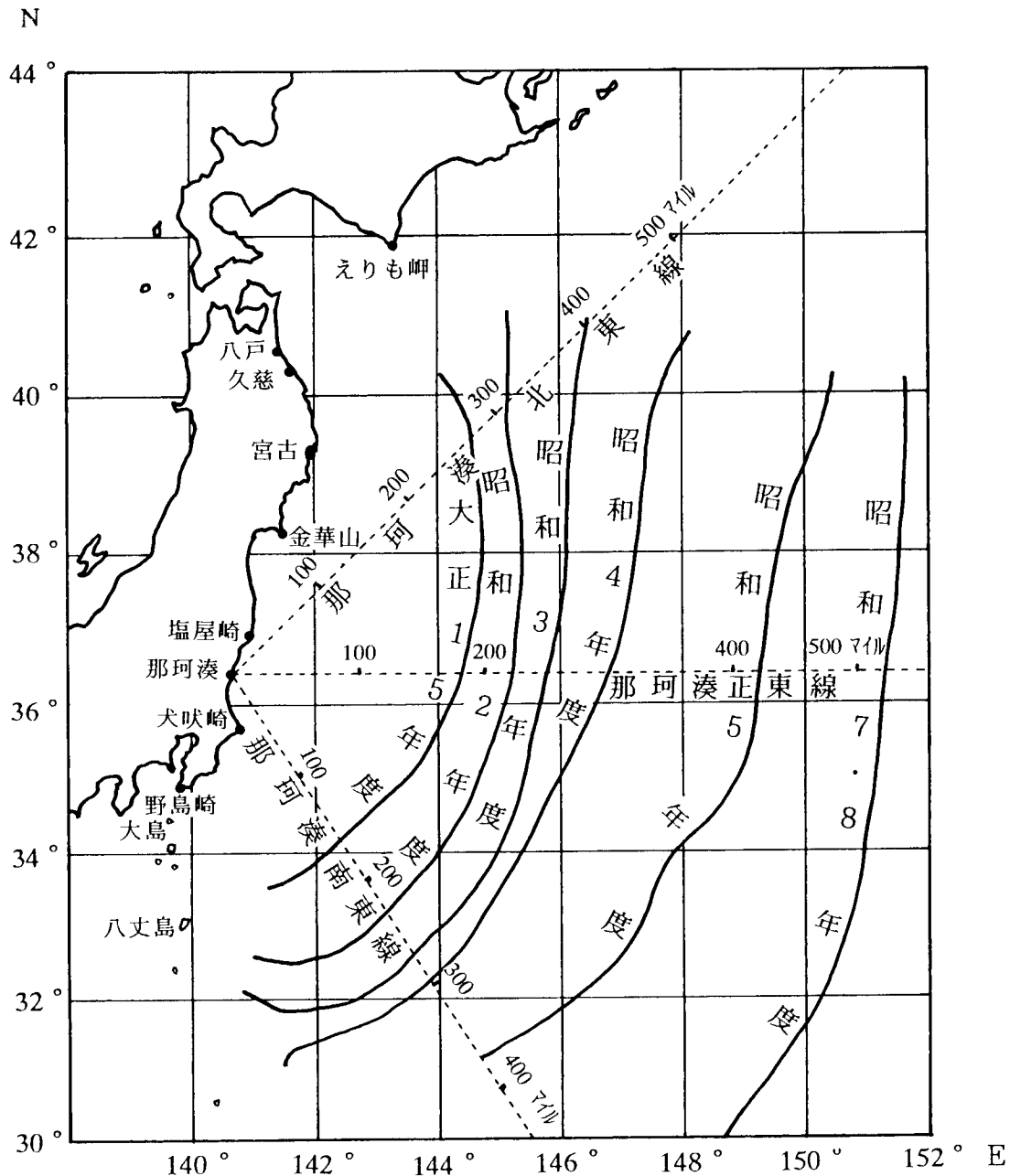


図15 かつお・まぐろ漁場の拡大 (昭和初期, 1マイルは約1.85km)

た。この漁獲量値はまぐろ流網、まぐろ延縄、かつお一本釣、定置網、揚繰網漁業等の属地集計値である。属人漁獲量については資料がなく不明であるが、漁場が近いこと、仕込みや情報入手の便利さ、水揚げ価格が高いことなどから茨城県船は三崎、焼津、清水港及び東北諸港に水揚げした。その傾向は大正期からあったが、このことが県内の属地漁獲量の低下の要因になった。

属地漁獲量については、昭和8年を除いて昭和3年から15年までは、かつおよりまぐろ類の漁獲量の方が多くなった。特に、昭和3～7年はびんながの対米輸出の好調により、国内経済の不況にもかかわらず、魚価が高く

維持された影響が大きかった。

3.4.2.2 まぐろ漁場の拡大

まぐろ漁場の拡大化については、茨城県の背景となる全国的なすう勢を見よう。

全国のまぐろ類の漁獲量が、大正期2万トン台、昭和初年6～7万トン、開戦直前8～9万トンと伸びたのは、延縄漁場の拡大化の効果であった。全国の動向として、東太平洋まぐろ漁場は、大正期から逐次東方に拡大して、第二次大戦開戦時にはハワイ付近にまで及んでいた。昭和10年代において、東太平洋漁場から南方漁場に転進したのであるが、その動機となったのは昭和13年頃から、

表15 茨城県まぐろ類漁獲量の推移(属地)(明治44~昭和21年)

単位:トン

年次	漁獲量	年次	漁獲量	年次	漁獲量	年次	漁獲量
明治44	426	大正 9	696	昭和 4	1,965	昭和13	482
大正元	458	10	520	5	1,730	14	547
2	505	11	757	6	2,013	15	267
3	720	12	680	7	1,568	16	49
4	627	13	766	8	637	17	82
5	497	14	829	9	803	18	2,151
6	1,593	昭和元	1,069	10	949	19	164
7	666	2	1,521	11	1,083	20	105
8	668	3	1,602	12	826	21	145

出所:「日本漁業と水産茨城の沿革」

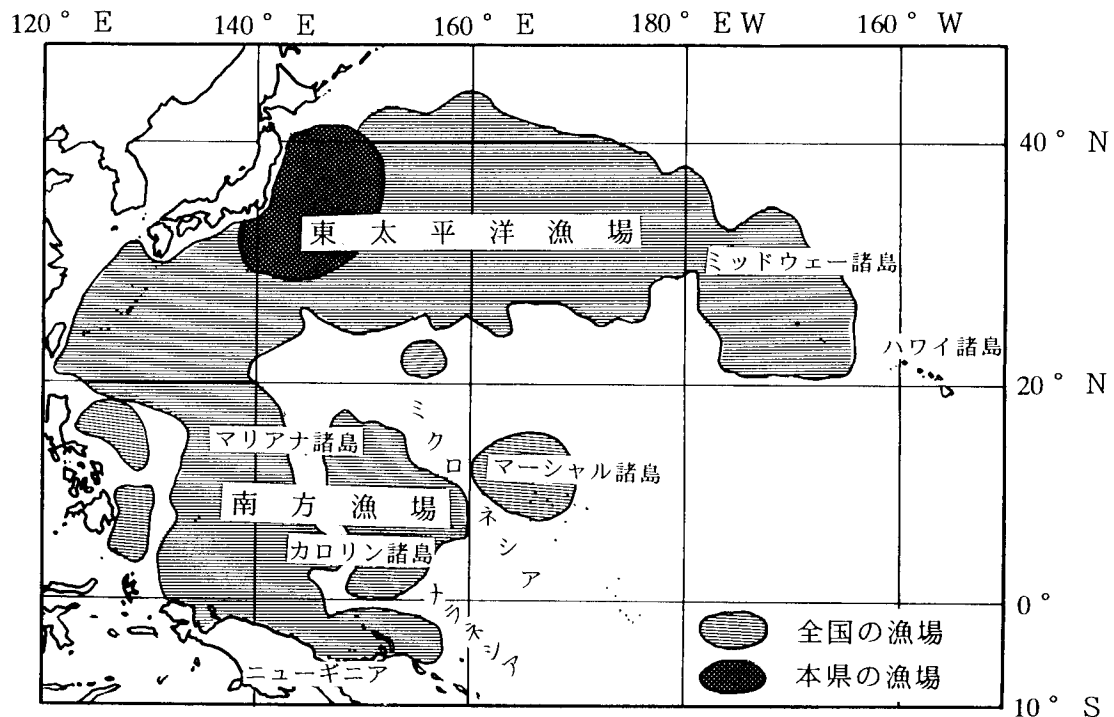


図16 第2次世界大戦前の全国まぐろ漁場概念図

米国の対日不信の結果、東太平洋のびんがが缶詰の対米輸出が不振となり、びんがが価格が急落したからであった。そこで、生食用のくろかわ、きはだ等を求めて南方漁場に進出することになった。昭和14年には北緯20度以南の海域に出漁したまぐろ延縄漁船は70隻を越えるまでになった。開戦直前頃になると、さらに南進してニューギニア東方海域の南緯10度あたりまで拡大した。このようにして周年まぐろ操業が確立したのであった。

しかし、茨城県のまぐろ漁場は、このような全国的すう勢下にあっても、いまだ本格的遠洋化に至らず図15と

図16に示す通り近海漁業の域に留まり、南は伊豆七島東方沖、北は釧路南方沖合、距岸1,000km位までであった。それでも一航海10日位までかかった。なお、三崎漁港を基地とする操業であった。

3.4.2.3 まぐろ延縄漁法への転換

江戸時代末期の1850年代以前は、茨城県でも県央・県北地方で、まぐろ延縄漁業が行われていた。当時の延縄の規模は極めて小規模で総延長がせいぜい2km程度で5~6人の人力を以て投縄・揚縄作業をした。主漁期は

早春で夜間操業であり、漁場が沖合性であったので遭難の頻度が高く、「ゴケ縄」と称して漁民に恐れられ、延縄漁業は盛んになり得なかった。

明治期になると、延縄漁業に代わって流網漁業が急速に発展し、前報¹⁴⁾の明治期でも書いたように平磯地区を中心にまぐろ流網漁業が全盛となり、昭和10年代前半まで繁栄した。もっとも、明治26年～34年に、平磯町の磯崎与茂七によって、三度秋職大まぐろ延縄漁業が試みられたことがある。ところがいずれの場合も不成功に終わった。これについても明治期のところで書いておいた。

大正末期頃の三浜地方では、20～40トン級で乗組員1隻当たり20人位のまぐろ延縄漁業を営む漁船が合計10隻位あったが、延縄漁業の期間は大まぐろが来遊する12月下旬～翌1月上旬というから極めて短期間で、1月中旬以後はまぐろ流網漁業に切換えた。なお、これらの漁船は、5月からかつお一本釣漁業に、9月からはさんま流網漁業に兼用された。当時のまぐろ延縄は小規模で鉢数は60～80鉢であった。「鉢」とは、延縄の長さの単位で、1鉢は200～300mである。ところが、大正末期頃になると全国的には延縄時代になり、まぐろ流網を併用する県は茨城県だけになったという。このように茨城県が長い慣習からの脱却が遅れて流網漁業に執着した理由は、延縄では漁獲されないびんなが中心の近海漁業だったからである。

ちなみに隣県である千葉県の状態について触れておく。千葉県は延縄漁業の先進県で江戸時代後期から、まぐろ延縄漁業は「安波漁業」といわれて、かつお一本釣漁業の裏作として冬季に行われ、かなり遠方にも出漁して出漁日数も1航海当たり1週間に及んでいた。したがって、平磯町の磯崎与茂七が明治34年10月に、大まぐろ延縄漁業を試みるに当たり、千葉県よりその漁業の熟練漁師を雇った所以であった。大正元年(1912)の全国延縄漁船(全部帆船)166隻中千葉県は静岡、和歌山両県と共にその中心を占めるまでになった。大正3年に千葉県はまぐろ延縄指導船「清澄丸」を建造し、同10年には千葉県が特別奨励金を下付してまぐろ延縄漁船の建造を促進している。その刺激で千葉県は、大正末期にかつお一本釣りを兼業するまぐろ延縄漁船は100トン以上の鉄鋼船になり、遠洋漁業が本格化したのである。このようにして、千葉県では大正末期までにまぐろ流網漁業の延縄漁業への転換が完了した。さらに昭和初期になると千葉県のまぐろ延縄漁業が躍進するのであるが、その要因は南方漁場への進出と装備の改善にあった。南方漁場への進出については後でふれるとして、ここでは揚縄機の導入にだけふれておこう。揚縄機は昭和7年に室戸の漁師泉井安吉の発明によるのであるが、この機械の導入の効果で省力化と延縄の大幅な延長が可能になって漁獲能率が向上した。

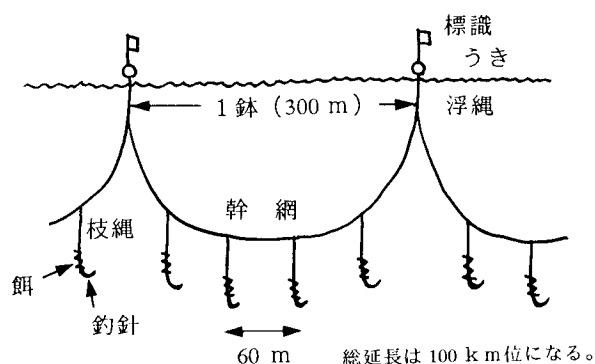


図17 まぐろ延縄構造図(本マグロ用、現在)

それにひきかえ、茨城県の延縄漁業への転換は全国的に見て遅く、ようやく昭和13～14年頃からであった。その転換の要因には次の二つがあった。

① 大正期までは、国内ではほとんど塩蔵品として消費され、まぐろの鮮食は交通機関が発達した昭和期以後であったので、国内向けではさほど肉質は問題視されなかった。しかし、第一次世界大戦を契機に、対米まぐろ缶詰の輸出が盛んになるに伴って、原魚であるびんなが肉質が問題になった。したがって流網で捕まるまぐろは魚体に傷がつき肉質が裂けるので市場価格は延縄物より安価であったこと。

② 戦時体制による綿網の欠乏のため流網の価格が高騰する一方、安価な配給品は受給が困難であったこと。

これが延縄漁業への転換の決定的要因であった。しかし、この漁法転換はスムーズではなかった。それは、高価の大型まぐろをねらったものであったが、延縄転換以前の昭和8年頃から不漁続きであったことに加えて、応召による優秀船員の不足と延縄漁法が船員の不馴れのため、鮫延縄でカバーしており漁獲成績が上がらず、かなり休廃業する経営体があり、また残存経営体も鮫延縄を継続していた。このような状態は昭和24年まで続いた。

図17にまぐろ延縄の構造図を示した。枝縄の1鉢当たりの取付本数は魚体に応じて違いがある。すなわち、大縄(大型まぐろ用)では4～5本、とんぼ縄(びんなが用)では8～12本、めじ縄(小型まぐろ用)では15～18本である。昭和10年代の乗組員は、70トン型の場合25人位で、かつお漁より10人位少なかった。餌は、大正期はいか、昭和期はさんままたはいわしであった。

漁法は太平洋戦争以前は流網が主流で、戦時中から延縄が主流となった。ただし、びんながだけは、延縄で魚群を浮上させてから竿釣りをするという竿釣と延縄を併用したものであった。

3.4.2.4 まぐろ漁業の漁期

まぐろ漁業の漁期は、漁法の如何にかかわらず明治期とほぼ同様に、さんま漁業の終了以後の2月から、かつ

お漁業の開始前の4月までが通常であった。盛漁期は2～3月の春職期であった。それは狭隘の漁場にまぐろの回遊を待っての操業だったからである。全国的には、前記の通り南方漁場に進出して周年漁業が確立した昭和10年代に至っても、茨城県では相変わらず同一漁船を兼用して三職制のまぐろ・かつお・さんま漁業の一連兼業方式が営まれていた。まぐろ延縄漁業が周年漁業として専門化したのは昭和30年代以後のことであり、それも300トン以上の大型漁船だけであった。昭和10年代はまぐろ延縄漁業が漁夫の不馴れと漁場狭隘の関係で、まぐろ延縄漁法はびんなが中心の一本釣りが主流であり、延縄漁業は補助的であった。すなわち、かつお一本釣漁船が小笠原～三陸沖で延縄兼びんなが竿釣漁法を、かつお漁業の裏作として2～4月に短期間操業したが、この方式は、当時「茨城方式」と言われて有名であったが、これは延縄でびんながを浮上させ、それを竿釣りで釣獲する漁法なので、やはり一本釣りが目的であった。なお、この場合の延縄の規模は100～150鉢(20～45km)というから小規模のものであった。また、この時期は時化が多く、出漁日数が少なく、かつ遭難が多くて漁夫は出漁を嫌がったという。

昭和30年代に入ると、さんまの豊漁貧乏、びんながとかつおの不漁と豊漁期の価格下落が近海依存の三職兼業方式からの脱却の要因となり、たとえば那珂湊方面では、昭和30年代から、300トン以上の大型鉄鋼船を新造して遠洋まぐろ延縄漁業専門に転進するものが出現した。その状況は昭和33年が2隻、平均トン数354トン、同36年が10隻、平均314トンであった。そして、太平洋全域、インド洋、大西洋に勇飛するのであるが、それらのことについては改めて記述する。ともあれ、昭和30年代はかつお・まぐろ漁業の近海漁業から遠洋漁業への転換期であった。

第4章 漁業経営体の階層分化

明治期の経営規模別構造は、江戸時代の伝統に根ざして、船主・網主が経営する大規模経営体、漁家経営の多数の零細経営体、それに小資本経営の中間経営体からなる構成であったが、いずれも沿岸性の漁業であったから、生産性が乏しいため経営格差は顕著ではなかった。また、階層分化も緩やかであった。それが、大正期の漁船動力化による、船型の大型化、それを駆使しての沖合・遠洋漁場への進出、あるいは経営の多角化により大規模経営層の肥大化が進む一方、その機運に追従不能の中間層や零細経営層は脱落して廃業するなど、資本主義化の進展に伴って経営格差が顕著になり、全体的に階層分化が激しくなった。ともあれ、このような現象は大正初期に始まる資本主義化の現れであった。

4.1 漁業経営体の階層構造

ここで、第二次大戦前の茨城県の漁業経営体の階層構造を概括する。なお階層区分は、当時の資料がないので、使用漁船をもって代用した。また、経営体の階層区分は、当時の実態から想定した。表16、17、18に小、中、大規模階層の実態を示したが、いずれも漁船トン数から経営規模を推定したもので、実際の経営規模を示すものではない。また漁船数は、海水漁船と淡水漁船の合計である。

A：小規模経営階層

生産手段の所有から次の2種類に区分する。

A1：非漁船漁業階層

季節的に採貝藻を営むもので、婦女子が多く、男子は賃労働やその他の兼業者で、その数は少ない。

A2：漁船規模5トン未満の階層

動力船と無動力船の使用の2種がある。いずれも家族労働主体で操業する。

B：中型船経営階層（5～20トン階層）

これにも、動力船使用と無動力使用の2種があり、家族と雇業者数人で操業する経営体である。

C：大型船経営層（20トン以上の階層）

この層はすべて動力船使用のもので、生産手段の所有関係から次の2種類に分けられる。

C1：単船経営体

大型動力船1隻をもって各種の漁業を一連兼業方式で営む多数の雇業者を使用する階層である。

C2：多船経営体

これには経営形態の違いによって次の2種に区分される。

C2a：大型船2隻以上を所有して、C1のように操業するもの。

C2b：大型船・中型船を多数所有して、各種の漁業を営むもの。例えば、漁船6隻を持つとした場合、大型船1隻はC1のように操業し、あとの5隻は揚繰網漁業に使用する。そのねらいは、C1、C2aのように船型をやたら大型化するよりも経費の面で有利なこと、不漁や遭難による損害を他の漁業でカバーすることができるからである。

4.2 階層分化の働き

このようにして、漁船動力化や経済恐慌を契機として、昭和初期に茨城県の漁業経営体は3層構造の組成になったのであるが、その時点から2層構造への再編成の動きを内包していた。それは、資本主義の進展への対応であった。その点について各階層別に検討してみよう。

表16 小規模階層の実態

	階層	年次	漁船数(隻)	対全漁船比率(%)	階層内比率(%)
5 ト ン	無動力船	昭和元年末	6,761	94	99.3
		14年末	5,256	88	97.9
未 満	動力船	昭和元年末	50	0.7	0.7
		14年末	112	1.9	2.1

出所：「茨城県史料・近代統計編^⑩」

表17 中規模階層の実態

5～ 20 ト ン	階層	年次	漁船数(隻)	対全漁船比率(%)	階層内比率(%)
	無動力船	大正14年末	142	1.7	42
		昭和14年末	107	1.8	23
未 満	動力船	大正14年末	198	2.3	58
		昭和14年末	355	6.0	77

出所：「茨城県史料・近代統計編^⑩」

表18 大規模階層の実態

	階層	年次	漁船数(隻)	全漁船比率(%)	階層内比率(%)	
20 ト ン 以 上	動力船	大正7年末	54	0.6	22.2	
		(20～30トン)				
		10年末	55	0.6	21.2	
		(20～30トン)				
		昭和元年末	116	1.6	36.9	
		(20～50トン)				
		5年末	111	1.7	26.6	
		(20～50トン以上)				
		10年末	174	2.6	31.7	
		(20～50トン以上)				
		14年末	121	2.0	20.6	
		(20～50トン以上)				

出所：「茨城県史料・近代統計編^⑩」

4.2.1 小規模経営階層の場合

この階層内には漁船非使用のものもあるが、これを除いて漁船使用の5トン未満層についてみる。この階層の使用漁船のほとんどは無動力船で、昭和14年末になっても動力船はわずか112隻しかなく、同年末の無動力船は全漁船の88%、5トン未満階層内の98%を占めていた。それは、資金的に貧弱のうえ、ほとんどが1トン未満船であったから、動力機関を据付けるには荷重上無理であったからである。かといって、漁船を大型化し、動力化して中

規模経営層に上昇するには資金的に不可能なので、海面漁業の場合は大・中型漁船の雇用漁夫に転身するなどして自営漁業を廃業する者が多く出た。一方の淡水漁業者の場合は、元米が農業との兼営者が多かったから廃業者は少なかった。その結果、この階層は昭和14年末には大正4年末よりおよそ3,000経営体程が減少したと見られる(表19)。ともあれ、この階層内においては船型を大型化、あるいは動力化するなどの分化現象はほとんど見られなかった。

4.2.2 中規模経営階層の場合

大正期まではこの階層は経営体の数こそ少なかったが、生産量においては中核的であった。昭和期になると分解して大規模経営層に上昇するもの、反対に小規模経営層に下降するもの、あるいは廃業の動きが生じた。その結果、昭和14年末には大正4年末に比較して漁船数が466隻減少した(表19)。その内訳は無動力船が577隻減、動力船は111隻増である。その理由は無動力船経営体が廃業した外に、動力船にとっても有利な漁業がなくなったからで、それがこの階層を減退させ、あるいは大規模・小規模階層への二極分化をもたらすことになったのである。

4.2.3 大規模経営階層の場合

大正期に漁業経営の資本主義化がある程度進んだが、昭和初期の経済不況で資本的に弱小の大規模経営者は、経営に行きづまり漁業権を譲渡して廃業した。一方、富裕層はこれを買取して一層経営規模を拡大したから経営の巨大集中化が進んだ。その典型是那珂湊町に見られた。

那珂湊町には昭和2年に大規模経営者が17人あったが、同15年～18年に10人に減った。その反面、残存者の中には漁船の大型化、持船の増加、経営の多角化により経営規模を巨大化した。

① 船型大型化の動向は次のとおりである。かつお漁船(まぐろ、さんま漁業に兼用)は昭和6年末38～50トン未満が4隻、50トン台3隻、60トン台4隻、80トン台1隻、合計12隻で平均57.6トンであったが、その後

は毎年のように大型代船の建造が進められた。その経過は、昭和9年に70トン台2隻、同10年に70トン台2隻、同11年に90トン台1隻、同12年に80トン台1隻、同13年に70トン台1隻と進み、以後戦時中に一時中断したが同16年に90トン台1隻となり、同16年末の那珂湊町の大型漁船の現有勢力はこれらの8隻でその平均トン数は82.2トンとなった。その代わり昭和16年の隻数は同6年より4隻の減船となったが、それは廃業者があったからである。

② 多角経営(一船主多船経営)の状況を昭和15～18年についてみると、かつお漁船(まぐろ、さんま漁業に兼用)1隻と揚繰網漁船15隻(3か統)を所有する経営体が一経営体、かつお漁船(同上)2隻と揚繰網漁船5隻(1か統)を所有する経営体が一経営体、かつお漁船(同上)1隻と揚繰網漁船5隻(1か統)を所有する経営体が一経営体であった。

次いで、昭和初期における那珂湊漁業の大規模集中化現象をみるために、的確な資料ではないが、那珂湊町の漁船勢力を表20に示した。これより巨大集中化現象を見て取れる。表では経営者には採介業者を含み、動力船の区分は5トン未満を小型、5～20トンを中型、20トン以上を大型とした。

昭和10年が同6年より、経営者、漁夫、動力船が減ったのは、恐慌に続く経済不況のためであり、同14年に好転したのは経済の回復により、大規模経営体が持船を増やしたこと、新規開業者があったことによる。かつお・まぐろ・さんま漁業、揚繰網漁業経営などの大規模経営

表19 昭和初期における那珂湊町の漁船勢力

年	経営者数	労働者数	漁船数			年間漁獲高
			動力船		無動力船	
			大中型	小型		
昭和 6年	101人	880人	42隻	4隻	45隻	412千円
10年	94	819	38	2	30	502
14年	85	1,550	54	3	不明	1,164

出所：「茨城の水産」⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

表20 漁船勢力の推移(大正4～昭和14年)

(単位:隻,%)

	0～5トン	5～20トン	20トン以上	合計
大正 4年末	8,394(90.0)	928(10.0)	—	9,322(100.0)
8年末	9,655(94.0)	610(6.0)	9(0.0)	10,274(100.0)
昭和 元年末	6,811(94.6)	270(3.8)	116(1.6)	7,197(100.0)
10年末	5,949(91.1)	408(6.3)	171(2.6)	6,528(100.0)
14年末	5,368(90.2)	462(7.8)	121(2.0)	5,951(100.0)

出所：「茨城県史料・近代統計編」⁽²⁾

表21 昭和20年代から40年代の階層分化

年	小規模階層	中規模階層	大規模階層
昭和25年	60.7%	39.0%	0.3%
昭和45年	87.1%	7.0%	5.9%

表22 茨城県における経営規模の拡大（海面漁業）（昭和25～45年）

	単位：経営体					
	昭和25年	29年	33年	37年	41年	45年
100～200トン	3	149	50	32	25	18
200～500トン	—	51	25	37	41	33
500～1,000トン	—	—	1	10	13	16
1,000トン以上	—	—	—	—	2	2
計	3	200	76	79	81	69

出所：「茨城県史料・現代統計編⁽²⁾」、「日本漁業と水産茨城の沿革⁽¹⁾」

注：昭和29年の統計にはかなり疑問がある。

層は、那珂湊町の総漁獲金額（属地）の実に95%位を占めていた。そして第二次大戦前の那珂湊町には、かつお・まぐろ・さんま兼用船1隻、揚繰網船10隻をもつ経営規模313トンの最大の経営体も出現し、その他の経営体も規模が拡大して、大規模な10経営体の平均規模は152トンとなった。

茨城県が漁船の動力化に着手したのは全国的には早かったが、以後は極めて進行が緩慢で、昭和14年になってもようやく10%であった。その理由は零細な淡水漁船が圧倒的に多かったからである。

戦後、動力船使用の経営体（海面）は、昭和25年の1,130経営体が、同45年には1,169経営体に、無動力船のみを使用する経営体（海面）は、昭和25年の2,300経営体が同45年には41経営体になる。戦後の経営規模を、小規模階層を10トン未満、中規模階層を10～100トン、それ以上を大規模階層に区分すると、昭和20年代から同40年代の階層分化は中規模階層の減少、小規模階層と大規模階層の増加と特徴づけられる。このように、第二次大戦前に三極構造に編成された漁業経営体は、戦後は経営規模の大型化に伴って、二極構造の方向に再編されていくことになるのである（表21、22）。

謝 辞

本報告を作成するにあたり、茨城県水産試験場の大内康子氏には資料整理と作図の作業に多大の御協力をいただいた。記して感謝申し上げる。

文 献

(1) 関東農政局茨城統計調査事務所：「日本漁業と水産茨城の沿革」、昭和47年。

- (2) 杉山 節・二平 章：「茨城の漁業発達史、第2報、明治期における茨城漁業」、茨城県水産試験場研究報告、第38号、平成12年。
- (3) 茨城県：「茨城県史料・近代統計編」、昭和42年。
- (4) 茨城県内務部勸業課：「茨城県勸業統計」、大正7年。
- (5) 著者不詳：「茨城県漁業調査書」、大正5年、(「那珂湊市史料・第二集」昭和52年所収)。
- (6) 久慈町漁業協同組合・久慈浜丸小漁業協同組合：「久慈漁港史」、昭和58年。
- (7) 茨城県：「茨城県統計書」、明治39・44年、大正4・9・14年、昭和5・11年。
- (8) 酒向 昇：「茨城県温揚繰網漁業用漁船経済船型二就テ」、茨城県水産試験場、昭和13年、(「那珂湊市史料・第二集」昭和52年所収)。
- (9) 那珂湊漁業協同組合：「那珂湊漁業協同組合要覧」、昭和18年。
- (10) 茨城県水産試験場：「茨城県の漁具漁法・海面漁業編」、昭和45年。
- (11) 阿部悟左久：「阿部彦次郎翁追憶抄」、(「新修日立市史・下巻」平成8年所収)。
- (12) 日立市史編纂委員会：「新修日立市史・下巻」、平成8年。
- (13) 北茨城市：「北茨城市史・下巻」、昭和62年。
- (14) 日立市：「日立市史」、昭和34年。
- (15) 二平 章・七屋圭己：「鹿島灘海域におけるカタクチイワシの漁況変動と海洋環境」、茨城県水産試験場研究報告、第28号、平成2年。
- (16) 二平 章：「茨城県沿岸漁業における生産力展開」、茨城県水産試験場研究報告、第29号、平成3年。
- (17) 山崎幸夫・二平 章：「茨城県沿岸海域における定

- 置水温の平年偏差と主要魚種漁獲量の相関分析」, 茨城県水産試験場研究報告, 第32号, 平成6年。
- (18) 茨城県水産試験場: 「茨城県の漁具漁法・海面漁業編」, 平成9年。

- (19) 岡本信男: 「日本漁業通史」, 水産社, 昭和59年。
- (20) 茨城県商工水産課: 「茨城の水産」, 昭和7・11年。
- (21) 茨城県水産会: 「茨城の水産」, 昭和15年。
- (22) 茨城県: 「茨城県史料・現代統計編」, 昭和63年。

付表 茨城県の漁業史年表

年	県内関係事項
1912年(大正元年)	平磯町の根本惣三郎、磯崎与茂七、薄井達吉が動力付漁船でかつお・まぐろ漁業を営む。波崎町に揚繰網漁業運搬船1隻出現。久慈町の山縣熊之助、発動機付漁船でギス網漁業を操業する。元年末の県内動力付漁船38隻(20トン未満)となる。
1913年(大正2年)	この頃、湊町で揚繰網漁業用の曳船が動力化する。湊町、平潟町に機械打瀬網漁業が起こる。磯浜町に動力付かつお漁船を以て、ギス網漁業を行うもの1隻出現する。会瀬漁港、防波堤築造を着工する。年末の動力付漁船184隻(20トン未満)となる。
1914年(大正3年)	この頃、波崎町に水夫組合が結成される。県議会が、水産試験場廃止を決議する。県内の動力付漁船202隻(20トン未満)となる。
1915年(大正4年)	平潟で、愛知県蒲郡から開1板式機船底曳網漁業を導入する。久慈町の三代芳松が機械揚繰網漁業を開始する。大洗でも揚繰網漁船の動力化が始まる。県が試験船筑波丸を売却する。牛久保港が完成する。平磯町の根本惣三郎等3名が巾着網を使用してかつお漁業を試みる。県内の動力付漁船が年末に244隻になる。
1916年(大正5年)	湊鉄道が開通する。漁船の構造が竜骨型となる。県内の動力付漁船が年末に271隻になる(うち約半数は三浜地方が占める)。
1917年(大正6年)	この頃の茨城県のかつお・まぐろ漁場は東経143度30分、北緯39度30分付近まで拡大する。
1918年(大正7年)	県指導船茨城丸(補助機関付44トン)が建造される。県内の動力付漁船が年末に243隻となり、うち、20トン以上が54隻となる。
1919年(大正8年)	久慈町の三代芳松が沖曳手繰網(機械打瀬網)漁業の網まき機を発明する。

年	県内関係事項
1920年(大正9年)	茨城県漁業取締規則が全面改正される。茨城県沖で操業する機船底曳網漁船が160隻に達し、その漁業の全盛時代となる。県は、機船底曳網漁業の許可方針を布達して、県外漁船を含めて180隻に制限する(4月)。
1921年(大正10年)	県は、「機船底曳網漁業取締規則」を布達する。県は機船底曳網漁業取締規則を制定し、同漁業の抑制をはかる。許可予定数は県外船を加えて220隻を限度とする(12月)。茨城県水産会が設立され、郡毎に郡水産会が設けられる。
1922年(大正11年)	洞沼川河港(磯浜漁港)築港着工(翌年完成)。県令63号で、漁業取締規則を改正する(12月)。
1923年(大正12年)	水産試験場磯浜出張所(本庁は県庁内)を廃止し、代わって那珂湊出張所を設置する(10月)。
1924年(大正13年)	水産局、機船底曳網漁業の新規許可を禁止する(10月)。磯原町で本県最初の定置網漁業が行われる(11月)。
1926年(昭和元年)	久慈町の三代芳松が揚繰網の動力式揚網機を発明し、以後普及していわゆるの漁獲量が急増する。
1927年(昭和2年)	磯浜地先で、定置網漁業が始まる(4月)。漁業調査船茨城丸(60トン、130馬力)が進水する(6月)。
1928年(大正3年)	会瀬で定置網漁業が始まる(4月)。鹿島郡中野村地先で、機船底曳網船員と地元漁民が衝突し、人身事故が起こる(11月)。
1929年(昭和4年)	茨城県立湊水産商業学校が新設される(4月)。水産試験場を湊町に移転する(5月)。
1930年(昭和5年)	機船底曳網漁船の沿岸域への侵犯漁が激しくなり、鹿島郡高松村地先で地元漁民との衝突事件が発生する(12月)。那珂湊地方のかつお・まぐろ漁船が大型化して平均50トンを超

年	県内関係事項	年	県内関係事項
	える。また、揚繰網漁業の網船の動力化が完了する。この頃から、漁村不況が深刻化して漁夫の借金がふえ、経営体の減少と階層分化が進行する。大津町で、船員争議が発生する(翌年妥結)。県は、機船底曳網漁業の取締を強化する。		茨城県の同漁船数は30数隻に減る。三崎漁港の大型まぐろ延縄船がマリアナ諸島に進出する。日華事変が始まる(7月)。
1931年(昭和6年)	県は漁業取締規則の大改正をする(4月)。県は機船底曳網漁業の取締を備船を使って実施する(5月)。久慈川河口港整備事業を着手する。	1938年(昭和13年)	漁業法が一部改正される(3月)。国家総動員法公布(4月)。この頃から、綿網欠乏のため、県内のまぐろ流網漁業がまぐろ延縄漁業に転換始まる。
1932年(昭和7年)	茨城県のまぐろ漁船に無線機が取付けられる。茨城県船のかつお・まぐろ漁場は、東経152度、北緯30~42度付近まで拡大する。	1939年(昭和14年)	千葉県千倉町で火光式さんま棒受網漁業が始まる。
1933年(昭和8年)	那珂川河口港築港事業を着工する(昭和25年完成)。波崎漁港修築事業を開始する(昭和13年完成)。漁業法の改正により、漁業組合の自営が認められる(3月)。国は機船底曳網漁業を農林大臣の許可漁業にして、その漁業の縮小をはかる。磯浜町で潜水艦の払下げを受けて、人工魚礁として敷設する。この成績がすこぶる良く、以後県営の人工魚礁設置のはずみとなる。	1940年(昭和15年)	那珂湊地方のかつお・まぐろ漁船が大形化し、平均79トンとなる(最大90トン)。県内の揚繰網の長さが280間(500m)となる。この頃、板曳網漁業(機船底曳網漁業)が認められる。生鮮食料品配給及価格統制に関する件公布される(8月)。
1934年(昭和9年)	漁業組合令の改正により、保証責任漁業協同組合に改組する(7月)。茨城県のいわし漁業が盛んになる(昭和13~14年を除いて17年まで)。	1941年(昭和16年)	鮮魚介配給統制規則が公布される(4月)。米英に宣戦が布告される(12月)。漁船徴用開始。
1936年(昭和11年)	会瀬沖で大型定置網(大謀網)漁業が始まる(11月)。	1942年(昭和17年)	政府は水産統制令を制定する(5月)。茨城県立那珂湊水産学校が創立する(4月)。
1937年(昭和12年)	県は、国の施策をうけて機船底曳網漁業整理転換補助規定を制定して同漁業の減船を促進する。その結果、	1943年(昭和18年)	波崎町に海員教化共済組合が結成され、直ちに「身代金」撤廃運動を開始する。水産業団体法が制定され(3月)、従前の漁業協同組合は解散して、市町村単位の漁業会が結成される。
		1944年(昭和19年)	以東底曳網漁業の許可権を知事に移管する(4月)。サイパンを基地とするB29の本土空襲が始まる(11月)。